

令和5年度（2023年度）第3回
北海道障がい者施策推進審議会 次第

とき：令和5年（2023年）11月1日（水）18:00～
ところ：かでの2・7 7階 710会議室

○ 開 会

○ 議 事

1 協議事項

(1) 「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」の計画素案（案）について

(2) グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援について

2 その他

○ 閉 会

■ 配付資料一覧

資料1	「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」の計画素案（案）概要について
資料2	「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」の計画素案（案）本編について
資料3	「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」の計画素案（案）新旧対照表について
資料4	「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」策定に係るタウンミーティングの開催結果について
資料5	各検討組織の協議状況について
資料6	次期計画の名称について
資料7	グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援について
参考資料	共同生活援助事業所における入居者の結婚等に係る実態調査結果報告書（概要版）

令和4年度

北海道障がい者条例に関する
施策の推進状況

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

「第3期北海道障がい者基本計画」
 第7期北海道障がい福祉計画（仮称）素案（案）の概要

1 基本的事項

<p>計画策定の趣旨</p>	<p>道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」とそれに基づく地域の必要な障がい福祉サービスの実施方針を示す「北海道障がい福祉計画」の2つの計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定。</p>
<p>計画の目的</p>	<p>障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指す。</p>
<p>計画の位置付け等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障がい者計画」であり、北海道地域福祉支援計画の施策別計画 ・障がい者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障がい福祉計画 ・児童福祉法第33条の22に基づく「都道府県障がい児福祉計画」 ・北海道障がい者条例第29条第1項に基づく「障がい者就労支援推進計画」
<p>計画期間</p>	<p>令和6年度から令和11年度までの6年間</p>

2 計画の推進のための具体的な取組

<p>推進項目及び推進施策</p>	<p>具体的な取組</p>
<p>I 北海道障がい者条例の施策の推進</p>	
<p>(1) 権利擁護の推進</p>	
<p>① 権利擁護の推進・虐待の防止 ② 意思決定支援の推進 ③ 成年後見制度等の活用促進 ④ 理解の促進 ⑤ 地域福祉活動の推進</p>	<p>・「北海道障がい者権利擁護センター」における虐待通報の受理、相談対応等 ・集団指導や実地指導において「意思決定支援ガイドライン」の周知や支援体制の助言・指導 ・「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修実施</p>
<p>(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり</p>	
<p>① 地域づくり委員会等の取組</p>	<p>・地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する地域の課題等の解消に向けた協議実施 ・地域づくりコーディネーターと連携し、「地域づくりガイドライン」を活用した相談支援体制づくり等の取組を支援</p>
<p>(3) 就労支援施策の充実・強化</p>	

<p>すいしんこうちゅうおよ すすんしきく 推進項目及び推進施策</p>	<p>ぐたいてき とりくみ 具体的な取組</p>
<p>① 道民、企業、行政等が一体となつた応援体制づくり ② 一般就労の推進 ③ 多様な就労の機会の確保 ④ 福祉的就労の底上げ</p>	<p>・企業と連携した取組推進 ・職場定着の支援 ・農福連携等の促進 ・障害福祉サービス事業所の収益力の向上</p>
<p>Ⅱ 地域生活支援体制の充実</p>	
<p>(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実</p>	
<p>① 生活支援体制の充実 ② 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化 ③ 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実 ④ 生活安定施策の推進 ⑤ 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施</p>	<p>・地域づくりコーディネーターを活用した相談支援体制の構築に係る市町村支援や地域生活に係る総合的・広域的な支援 ・指定の際の厳正な審査、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等の適正な事業運営の指導</p>
<p>(5) サービス提供基盤の整備</p>	
<p>① 住まいの基盤整備の充実 ② 日中活動サービスの充実 ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実 ④ 共生型地域福祉拠点の整備推進 ⑤ 地域間格差の縮小 ⑥ 施設による支援</p>	<p>・相談支援事業所や市町村等との連携による、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのあつる人の居住確保支援 ・共生型地域福祉拠点の整備</p>
<p>(6) 保健福祉・医療施策の充実</p>	
<p>① 適切な保健・医療施策の充実 ② 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ③ 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実 ④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム ・依存症対策の推進 ・「北海道ひきこもり成年相談センター」の活用 ・各市町村ひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・支援体制構築の推進 ・てんかん支援拠点病院を中心に関係機関との連携強化</p>
<p>(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上</p>	
<p>① 人材の確保・定着・養成 ② サービスの質の向上</p>	<p>・相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成</p>
<p>Ⅲ 自立と社会参加の促進</p>	
<p>(8) 障がい児支援の充実</p>	
<p>① 障がいのある子どもに対する支援の充実 ② 学校教育の充実</p>	<p>・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核子ども発達支援センターの整備 ・ペアレントメンターの養成</p>

<p>すいしんこうもくおよ すいしんしさく 推進項目及び推進施策</p>	<p>ぐたいてき とりくみ 具体的な取組</p>
<p>③ 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援のための協議の場の設置 ・医療的ケア児等コーディネーターの育成 ・情報発信を通じた特別支援教育に対する理解・啓発 ・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置、手引書の周知等 ・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
<p>(9) 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援</p>	
<p>① 発達障がいのある人への支援の充実 ② 在宅の障がいのある人等への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援(地域)センターによる関係機関への支援、障がいの特性等に対する理解促進
<p>(10) 自立と社会参加の促進・取組定着</p>	
<p>① 社会参加の促進 ② スポーツ・文化芸術活動の振興 ③ 読書バリアフリーの推進 ④ 生涯学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加促進対策の推進等、移動支援の確保、ボランティアとの連携、社会参加のための生活訓練の実施 ・スポーツ・レクリエーションの振興、障がい者文化芸術活動の推進 ・読書バリアフリーに関する各種取組の推進 ・学習機会の充実、情報提供・相談体制の充実、指導者の養成
<p>IV バリアフリー社会の実現</p>	
<p>(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p>	
<p>① 情報通信における情報アクセシビリティの向上 ② 意思疎通支援の充実 ③ 言語としての手話の理解促進等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化の促進 ・理解の促進、意思疎通手段の確保等、情報保障の推進、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進 ・手話が言語であることについて道民の理解促進等、手話を習得する機会の確保
<p>(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進</p>	
<p>① 住まい・まちづくりの推進 ② 移動・交通のバリアフリーの促進 ③ 防災・防犯対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいの整備、福祉のまちづくりの推進 ・交通機関等の整備促進、歩行空間等のバリアフリー化の推進、観光へのアクセス ・市町村における災害時要配慮者支援策の充実、共生による地域の体制づくりの推進、施設利用者などに対する災害時等の支援策の推進

3 計画の推進管理

<p>けいかく 計画の すいしんかんり 推進管理</p>	<p>せいりくもくひょう たっせいじょうきょう しさく すいしんじょう かだいとう ぶんせき ひょうか 成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどし て「北海道障がい者施策推進審議会」や21圏域に設置する「障がい福祉計画等圏域 連絡協議会」において実施計画の推進状況の把握・分析・評価等を行い、PDC Aサイクルによる実効性のある取組の推進に努める。</p>
--	--

4 令和8年度(2026年度)及び令和11年度(2029年度)の成果目標(主なもの)

主な項目	R8目標値	R11目標値	考え方
福祉施設の入所者の地域生活への移行目標	235人	796人	R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の施設入所者数の約2.7%で設定。 令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値6%で設定。
施設入所者の減少見込数	350人	817人	R8目標値は令和5年(2023年)3月末時点の施設入所者数の約3.7%で設定。 令和9年度から11年度は国基本指針に基づく目標値5%で設定。
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に係る目標	91.0%	※	入院後1年時点の退院率(国の目標値により設定)
地域生活支援拠点等の整備目標	330.1日以上	※	退院後の1年以内の地域における平均生活日数330.1日以上(現状維持以上)
就労系事業所から一般就労への移行目標	1,335人	1,708人	年間一般就労者数(令和3年度(2021年度)実績の1.28倍を設定)
各事業の一般就労移行者数	774人	1,014人	就労移行支援(令和3年度(2021年度)実績の1.31倍を設定)
	238人	307人	就労継続支援A型(令和3年度(2021年度)実績の1.29倍を設定)
	341人	437人	就労継続支援B型(令和3年度(2021年度)実績の1.28倍を設定)
就労定着支援事業に関する目標	1,111人	1,566人	就労定着支援事業者数(令和3年度(2021年度)実績の1.41倍を設定)
	25%	25%	事業者全体のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合2割5分以上
障がい児支援の提供体制の整備目標	21か所	21か所	障がい保健福祉圏域に1か所以上整備(児童発達支援センター等の事業所数)
医療的ケア児等支援に関する目標	125か所	179か所	市町村における医療的ケア児等コーディネーターの配置
難聴児に関する目標	1か所	1か所	中核的機能を有する体制整備
基幹相談支援センターの設置目標	179市町村	179市町村	全市町村

※「北海道医療計画」との整合を図り、令和8年度を目標年次とし、令和9年度以降の目標値は達成状況等を考慮し、別途決定。

「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画
計画

(仮称) 策定に係るタウンミーティングにおける主な意見

「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画 (仮称)」策定に係る
タウンミーティング開催概要

1 趣旨

北海道が目指す「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」について、障がい者やその家族をはじめ関係者の方々と共通の認識をもつとともに、一般の方々の理解の促進を図るため、令和5年(2023年)9月16日～17日に全道6か所で開催しました。

2 主催

北海道

3 開催日時及び開催場所

開催日時	会場	開催場所
令和5年9月16日(土)	札幌会場	かでの2・7 8階820研修室(札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル)
令和5年9月16日(土)	旭川会場	上川総合振興局 3階講堂(旭川市永山6条19丁目1番1号)
令和5年9月16日(土)	釧路会場	釧路市観光国際交流センター 3階研修室(釧路市幸町3丁目3番地)
令和5年9月17日(日)	函館会場	函館アーナ 多目的会議室B(函館市湯川町1丁目3番2号)
令和5年9月17日(日)	網走会場	オホーツク総合振興局 3階講堂(網走市北7条西3丁目)
令和5年9月17日(日)	帯広会場	十勝総合振興局 3階講堂(帯広市東3条南3丁目1番地)

4 対象者

障がい者・家族、障がい福祉関係者、市町村職員、一般の方々

5 開催概要

「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画 (仮称)」の基本的な考え方について

6 主な意見・要望(抜粋)

I 北海道障がい者条例の施策の推進

(1) 権利擁護の推進

① グループホームの結婚や子育てについて、アンケートだけではなく、環境を作って欲しい。

② 施設の構造自体が虐待を引き起こす問題となることがあり、毎日同じ方と顔を合わすと上下関係が生まれてしまう。地方では人口は減っているが、障がい者は残っているため、色々な選択肢を

提示して欲しい。監査の際は細かい視点から確認して欲しい。

(2) 障がい者が暮らしやすい地域づくり

- ① 振興局単位で地域づくり委員会が実施されていることを承知しているが、最近の道内の虐待事案等も受け、何かあれば悩み・意見を聞いてほしい。今ある仕組みを活発に活用していけばもっとよくなると思う。
- ② 障がい者は何か一つ出来ないだけで、障がい者と区別されてしまう。自分はカタカナの横文字に付いていけず、その意味では自分も障がい者だと思ふ。年を取ると出来ないことが増えるため、高齢者もある意味障がい者だと思ふ。小学校では、昔無かった英語の授業があるように、手話や点字の授業があっても良いと思ふ。

(3) 就労支援施策の充実・強化

- ① 就労継続支援A型事業所が不足しており、学校卒業後に就労先がなく困っている方が多い。A型事業所は運営が難しい面が多く、事業所を増やすために何か支援を出来ないものか。
- ② 障がい者が重くても地域で働き安心して暮らしていけるように、“暮らす”と“働く”をセットで考えて、計画へ盛り込んでほしい。

II 地域生活支援体制の充実

(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実

- ① 地域移行の目標を設定しても、地域移行するために利用できる福祉サービス自体がわからない。地域で暮らせるように利用できる福祉サービスを一回では無く、顔を合わせて繰り返し何回も説明して欲しい。
- ② 重度の発達障がいを持つ人の世話は誰でもできるわけではなく、支援者（介護者）の研修や、グループホームに移行できるように整備をしてほしい

(5) サービス提供基盤の整備

- ① 意思決定を優先していくために、当事者が交際・結婚・出産をしたいとなったとき、入れるグループホームもほとんどなく、全く選択肢がない状態です。そもそもグループホームが不足しているし、夫婦で入れるグループホームも少ない。夫婦で入れるグループホームを増やしてほしい。
- ② 計画ができあがった後も実になるようにしていただきたい。障がい者の親も高齢化しており、そういった方々がこの先迷わないような制度にしてほしい。

(6) 保健福祉・医療施策の充実

- ① 発達障がい者に特化した病院があるが、発達外来の常勤医は不在だったり、予約が必要となるが、予約は半年待ちだったりする。発達障がい者は命を奪われる病気ではないが、日々様々なことが起こり、親も困難を抱えながら生活している状況のため、困っている時に相談できる病院がないの

はとでも不安。

基幹相談支援センターへの相談は実際なかなか難しく、医師の派遣等の支援をお願いしたい。

- ② 「にも包括」がなかなか進んでいない現状だが、道としてもう少し力を入れて進めてほしい。

(7) 人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

- ① 障害福祉サービスにおける報酬が低くだけでは、賃金が安くても仕方ないという結論になってしまふ。職員は大変な思いをしながら働いているので、労働条件の改善をどう進めるのか具体的な案を道として持つべきだと思う。
- ② 職員が特に不足しているため、人材確保のため手当の改善や労働条件の整備等の策を講じて欲しい。それが虐待防止も含めた利用者の安全・安心に繋がると思う。

III 自立と社会参加の促進

(8) 障がい児支援の充実

- ① 精神科の病院・診療所は幾つかあるが、どこも3ヶ月～半年待ち。障害等級の判定等ができる病院・診療所も少なく、診断が下りないので小学校に入学できない児童がいると聞いている。
- ② 広域に点在している障がい者のことを考えると、基幹となる支援センターを札幌一極集中ではなく、各圏域単位に広げるよう取り組んでいくべきではないか。

(9) 発達障がい者や在宅の障がいのある人等への支援

- ① 精神の医師でも発達障害の診断ができる医師が少ないのは問題ではないか。発達障害科のような診療科を持つ医療機関ができるよう、発達障がいをもっと重要視すべきと考える。
- ② 発達障がい者の人数がかなり増えているが、道東には発達障害者支援センターが1ヶ所しかない。我々もできる限りの支援はしているが、知識が追いついていないと感じることもあるので、現場をバックアップできる体制の構築や研修の実施などをお願いしたい。

(10) 自立と社会参加の促進・取組定着

- ① 芸術活動はなかなか自分の意思を表現できない障がい者にとって自己表現の大切な機会になると思うので、地方在住の障がい者でも札幌市などの大都市で作品展を行えるよう助成制度や補助金の創設を検討して欲しい。
- ② スポーツが好きでサイクリング、マラソン、クロスカントリー等の様々な大会に出場しているが、会場までの経路に複数の段差があったり、トイレが使えづらいケースがあるので、障がい者がもっと参加・観戦しやすい環境になれば良いと思っている。

IV バリアフリー社会の実現

(11) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

- ① 近年、手話が普及されているが、難聴者や中途失聴者に対して、道内どこにいても要約筆記などの文字情報を得られるよう体制を整えるよう取組を進めて欲しい。
- ② 耳の問題については様々な障がいに関わってくるので、対策も様々になる。字幕がないとわからない人や、字幕だけではわからないという人もいて、そういった様々な障がいをカバーできる方法があればよいのだが、まずはこのような難しい問題があることを道から市町村に発信して欲しい。障がい関係の会議ではこのように合理的配慮をしてもらえるが、普通の会議ではそういったものはないので、困ることが少なくなるような施策をお願いしたい。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

- ① 災害が発生した際に避難所が開設されるが、障がい者がどこの避難所に行けばいいか地域によって扱いがバラバラである。例えば障がい者が避難する避難所を一ヶ所に集約したり、目印となるようなビブスを配付する等することで負担が軽減されるのではないかな。
地震等のアラートについて、市町村は健常者にはラジオなどによって情報を提供しており、ろうあ者向けにはそれらのアラートを文字で知らせてくれる機器があるので、そういったものを普及して欲しい。
- ② 災害時の発電機の助成について、政令市等の大きな市町村では市が助成しているようだが、小さな市町村では困難であり、そういった市町村へ道から助成を検討していただけないかな。
災害時に病院まで障がいのある子連れて行くことは困難であり、自宅でみることでできれば安心できる。

「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画(仮称)」策定に係るタウンミーティングにおける意見一覧(アンケート用紙への記載内容も含む)

(1) 権利擁護の推進

- ① グループホームの結婚や子育てについて、アンケートだけでは無く、環境を作って欲しい。
- ② 施設の構造自体が虐待を引き起こす問題となることがあり、毎日同じ方と顔を合わすと上下関係が生まれてしまう。地方では人口は減っているが、障がい者は残っている。色々な選択肢を提示して欲しい。監査の際は細かい視点から確認して欲しい。
- ③ 道内の複数箇所で虐待事案が発生しているが、調査や監査等をしっかり実施して欲しい。
- ④ 小学生の頃に学校の先生に車に乗せられ、親に相談することもできずに入所施設に連れて行かれました。9歳から18歳まで入所施設におり、一人で外出すること出来なかった。入所施設からの友人と13年間地域暮らしをして、市の保健師さんに支えてもらいました。道内各地で虐待事件が発生しており、虐待防止を現地で伝えていきたい。
- ⑤ 道内の虐待の件について、支援者側が「一生懸命お世話をしていたのにこんなことになって残念だ」という意見は残念だった。個人の問題があるかもしれないが、支援者側の意識も変えていくような取組もお願いしたい。
- ⑥ 障害者差別解消法は民間事業者に対する合理的配慮も義務化されることになり、今年度までは猶予期間だと受け止めているが、どうやって理解を深めるのかについて道はモデルケースを示しているものの、それをどう落とし込むのか、お店ひとつとってもどう変わったのかあまり見て取れない。民間事業者にも合理的配慮に対応していることが分かるようなマークを導入してもらい「見える化」して広げてもらえればと思う。
- ⑦ 権利擁護の推進について、障がい当事者から職員への逆のハラスメントとしての権利侵害もあるので、そういった面にも目を向けて欲しい。結論としては人材の確保・定着というところへ落ち着くのだろうが、その前に守るべきものは守っていかなければならない。職員も逆ハラスメントによって心を病むことがあるし、防犯カメラも本来、職員から利用者への虐待を防ぐためだったものが、逆に職員の身を守るためのものになっているところもある。そういった観点も計画策定にあたって広く拾い上げて欲しい。
- ⑧ コーディネーターの配置、緊急時の連絡体制の構築の実現に力を注いで欲しい。強度行動障がいを持つ方々への支援として、構造化を基本とした期間限定でも(症状が落ち着く目処がつくまで)、受け入れ体制の場を造っていただきたい。強

度行動障がいを持っている状況では、地域への移行が実際は難しいと考へます。
また、地域の関係機関との連携としては福祉と医療それぞれの専門コーディネーターが各市町村に配置されることを希望します。家族が在宅で見ているのが現状であり、どうかご検討をよろしくお願い致します。

⑨「北海道障がい者条例」に基づき、14圏域に設置している地域づくり員会とありますが、条例では、21圏域のはずですが、なぜ14圏域なのでしょう。条例に基づき正しく設置されていないのではありませんか。

また、「推進状況」の一つ目、「地域づくり委員会の開催により、障がいのある方の暮らしづらさの解消が図られている」とありますが、当事者の暮らしづらさは、まったく前進していないと感じます。現実と異なる評価です。何をもちてこのような評価をしているのですか。委員会を作って何か具体的に解消されたのでしょうか。このように行政に都合の良い根拠のない評価に基づいた次期計画は、正しく推進されるのでしょうか。

⑩自分たちは何のために生まれてきたのか、自分たちが悪いのか。今、障がい者権利条約があっても伝えない。地域で生きる権利があり、虐待や差別の対象者ではない。人として生きること。今まで劣悪に扱われてきたこと。しっかりと見るのは数字だけではない。言い続ける。ヘルパーが足りないし、日中活動の場の職員も足りない。自分たちは地域で生きたい。そのためにも人材を増やすべきです。

⑪移動支援について、人権の問題でもあるので、高等部の生徒が登校する意思があれば登校できるように早急に取り組んで欲しいと思った。

また、資料の説明がわかりずらく、ページ数を言ってもらえと探さずに話についていけないと思う。初めてタウンミーティングに参加して大変勉強になったが、説明にはイラストなどたくさん入れた方がわかりやすいと思った。

⑫成年後見人の中には、事業者への利用料の支払いが遅いなど支援内容に疑問、不安のある方がおり、後見人の質を向上する施策を望みます。

また、地域の障がい者の数に比べて、就労継続B型が増えすぎているように思います。(長い目で見ると良質な事業所が生き残ると思います。)

(2) 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

①振興局単位で地域づくり委員会が実施されていることを承知しているが、最近の道内の虐待事案等を受け、何かあれば悩み・意見を聞いてほしい。今ある仕組みを活発に活用していけばもっと良くなると思う。

②障がい者は何か一つ出来ないだけで、障がい者と区別されてしまう。自分はカタカナの横文字に付いていけず、その意味では自分も障がい者だと思ふ。年を取ると出来ないことが増えるため、高齢者もある意味障がい者だと思ふ。小学校では、音無かった英語の授業があるように、手話や点字の授業があっても良いと思ふ。

③障がい福祉圏域はどのようなものなのか。障がい者保健福祉圏域は(総合)振興局とは違う区分のようだが、圏域で機能しているか。

④便宜上21圏域に分けても、どこまで圏域内で面倒を見てもらえるかわからない。

今後は、審議会等で協議されると考えるが、委員の先生方がどの程度の情報を揃えた上で協議されているのか、外部からはわからないので、今回の生の声を伝えてほしい。

⑤ 資料1「1計画策定の目標等(4)」及び「3計画の策定体制(2)市町村との連携」について、福祉圏域を21に区分するとありますが、現在福祉圏域に基づいて実施されていません。それにもかかわらず、条例に基づき21圏域としているのですから、21圏域で確実に実施してください。

⑥ 道の障がい者条例が役に立っていないと意見があり、推進員として恥ずかしく思っています。先日の推進員等研修時に各圏域で相談や協議の申立てを受けた時に、どのように取り扱えば良いか苦労していることがありました。担当者は数年で変わるため、どのように対応すれば良いか、流れがわかるような研修をしていただければと思います。道条例は国の差別解消法より早くできて、暮らしにくさがある障がい者にとっては、待ち望んだものでした。役に立つようお願いいたします。

⑦ ●●バスしか走っていない地域に住んでおり、バス停の案内板にある時間や行先の文字や番号が小さすぎて暗くなると読めないし、位置も高いので、大きい文字に変えて欲しい。文字盤は1行ごとの2色に分かれているが、色が濃すぎて小さい数字が読みづらい。暗くなると読めないの、色を付けるなら薄い色に直して。

⑧ バスに乗るのは高齢者が多く、目も悪い利用者も多く、実態を考えた利用しやすいバスを走らせて欲しい。乗り慣れない路線の場合は不安です。冬は窓がしばれて、外が見えない。夜は外が見えない。バス内に全停留所名を表示して、自分が降りる停留所を把握して、降りる準備ができるようにして欲しい。東京の地下鉄のように、住宅街に番地〇条〇丁目の表示を付けて欲しい。

(3) 就労支援施策の充実・強化

① 就労継続支援A型事業所が不足しており、学校卒業後に就労先がなく困っている方が多い。A型事業所は運営が難しい面が多く、事業所を増やすために何か支援を出来ないものか。

② 障がい者が重くても地域で働き安心して暮らしていけるように、「暮らす」と「働く」をセットで考えて、計画へ盛り込んで欲しい。

③ 5年程前までは一般就労をしていたが、病気の関係で車椅子の状態となった。就労継続支援A型を3箇所ほど見学したが、発達障がいや精神障がいのある方ばかりで、身体障がい者の入る余地が無かったの、身体障がい者の門扉を開いてほしい。

④ 当事者の方から障がい者雇用制度を整えて欲しいとの声が上がっている。障がい者の雇用は難しい面が多く、長時間働けない方もいる。そういう人からすると障がい者雇用制度が雇用を遠ざけている場合がある。勤務時間が少なくても障がい者雇用として認められるように制度を改めて欲しい。

⑤ 当事業所は清掃作業に特化した事業所であり、各企業の方と調整しながら

就職を目指して何とかやっている。清掃関係の検定をとる方もおり、清掃の仕事に就きたい方が増えている。役所等の清掃を受注していきたいが、民間の入札のみ受け付けているところもあり、役所等の入札に入れるようにならないか。車椅子の方にも清掃分野を紹介しており、役所等に直接雇ってもらうことはできないか。条例など改正できないか。

⑥ 施設外就労として企業内で就労する活動をしているが、そのまま就職に結びついた場合、障がい者雇用の助成金を受けられない場合がある。もし助成金を受けられるようになれば、もっと就労・就職に結びつくのではと思う。

⑦ 各就労継続支援事業所では工賃向上を目指しているが、作られた商品が人の目に触れる機会がなかなか無い。札幌で行われるイベントへの出展のお誘いも受けたことがあるが、そのために札幌まで行くというのはなかなか困難である。

●●市には道の駅があり、野菜の直売所のプレハブ小屋を利用して先月から週に2回程、障がい者団体が商品の販売を行っているが、道の駅を訪れる客の多くはプレハブ小屋までは足を運んでくれない。猛暑の中、厳しい環境で、どうして道の駅の建物の中で販売できないのだろうか、という話になっている。地域によっては道の駅で障がい者の製作した商品を置いてくれるところもあると聞いており、もっと積極的に道の駅を販路として活用できるよう、道から働きかけて欲しい。●●市に私たちが働きかけた時は「指定管理者の判断です」と言われてしまったので、ぜひお願いしたい。

⑧ 就労についての65歳の壁について、本人にとって必要なサービスが継続して受けられるように検討して欲しい。

⑨ 就労継続支援A型事業所で働いていて、現在は調理師免許を取得するなど順調。障がい者が一般就労するには、社長のみならずパート等の職員に至るまで職場の同僚の理解が必要だと思う。

⑩ 利用者様を就職させた時の加算を手厚くして頂きたい（就労継続支援B型から就職）。現状では約40単位～90単位（B型）を利用者（1日通所者×運営日数）に乗じた加算を1年間・15名通所×20/月×40単位=12,000。1ヶ月で120,000円が1年間のみ、この額だと困って就労させない方が良くなります。今後、少子化になり働く労働者が少なくなると障がい者が働く機会が増えますので、その方々に基礎力を学べる機会を提供する場の意見です。

本日はありがとうございました。当事者の方も参加されていて大変勉強になりました。又、運営して下さったスタッフの皆様も3連休の中ありがとうございました。

(4) 相談支援体制・地域移行支援の充実

① 地域移行の目標を設定しても、地域移行するために利用できる福祉サービス自体がわからない。地域で暮らせるように利用できる福祉サービスを一回では無く、顔を合わせて繰り返し何回も説明して欲しい。

② 重度の発達障がいを持つ人の世話は誰でも出来るわけではなく、支援者（介護者）の研修や、グループホームに移行できるように整備をして欲しい。

③ 知的障がいのある方が施設に入ると今後の生活は施設のみと考えてしまう現状がある。●●法人では施設を解体し、地域移行を進めて、グループホームを体験してもらい、結果として9割以上がグループホームが良いと言う調査結果があった。グループホームの体験など、職員から意見を出すことは難しいことがあるので、障がいのある方からの聞き取りなど、意思決定支援の取組を進めて欲しい。

④ 計画の中身を見るとやはり地域での生活を目指しているところがあるが、施設でないと思わせない方もいる。当事者の意思決定・意思形成支援について進め方を示してもらえると良い。

⑤ 支援計画の策定にあたっては、学校・相談支援事業所・障害福祉サービスがそれぞれ立てる計画がバラバラで有機的に繋がっていない現状があるので、それらが連携され一貫した物になる仕組みが欲しい。

⑥ 地域移行の数値目標は、移行した人数分、施設の入所定員も減らすことになりませんか。

⑦ 発達障がい者は自分が困ったときに適切な相談ができないケースが多いので、基幹相談支援センターは相談を受ける側が困り感を汲み取ってくれるような場所になって欲しいと思う。次期計画の令和8年度末までに基幹相談支援センターを各市町村に設置することを目標としているが、道には市町村に対して整備を求めたのではなく、センターがどのような場所であって欲しいかというビジョンを明確にして、市町村に下ろして欲しい。

⑧ 入所施設が主流だった30年ほど前から考えれば、障がいのある方が地域で暮らし働く場も多くできたことから、望めば地域で暮らしていけるようになったことは良いことと考えるが、当時の障がいのある人も今では50歳くらい。半分以上は親が亡くなっており、こういった方の今後はどうするのか。

⑨ 相談支援事業所の報酬体系が変わってきており、抱える対象者が沢山いる中、事業所を増やすことは民間にとっては大変なことであるため、考慮いただきたい。

⑩ 「適切な意思決定支援」の適切という言葉の定義が曖昧。実地指導においても意思決定支援を適切に各現場で展開することが盛り込まれているため、適切とはどのような内容を指すのか示して欲しい。各市町村ないし圏域において地域生活支援拠点等の整備が進められているが、医療的ケアが必要な障がい当事者に福祉的な職員が携わることが出来ないということがあった。かえって地域生活の継続が危ぶまれることもあったので、もっと掘り下げるものがあると思う。

⑪ 施設入所者の意思形成の為に具体的体験の場の仕組みや仕掛けが必要だと思えます。そういった仕組みに対する道単独の助成措置があって欲しい。

⑫ 多種の要望が寄せられ共感しました。入所施設からグループホーム移行の計画については、特に道としても計画性が重要だと思(入所施設の待機者が多い現状でグループホームの施設確保は課題が多い)。

⑬ 自立訓練事業を営んでおり、精神や知的障がいのある方を対象に地域生活を定着していくことを目的に支援をしておりますが、退院後や生活全般が支援の必要な方には、先に通所するという行動自体が大きな課題となります。自律訓練加算にある送迎や訪問の充実が、その支援に不可欠と感じています。利用者が最初の一步を踏み出す為に必要な支援の充実を御検討ください。

⑭ 地域移行を進めていくにあたり、福祉サービスのことを知ってもらい、(事業所、家族、当事者)介護保険と違うことを知ってほしい。ヘルパーの確保がなかなか難しく在宅で家族がみている場合も多いと思う。家族が仕事をやめてみるケースも多いので生保ではなく家族でも制度を使えるように認めるようにしたら事業所も当事者も助かると思うので北海道でモデルケースを作りたい。小さな事業所への支援も欲しい(慣れたヘルパーが居なくなる)。虐待が起きる背景は人手不足からの不満や人間関係の不安があり、ヘルパーへのフォロー体制を考えて欲しい。

車いすで移動する手段(通学、通勤含む)が少ない(JR、タクシー、バスに断られるケース多い)。道営住宅等でバリアフリー住宅を増やしてほしい。地域移行して暮らすと楽しいことなど当事者講師をしている人たちと施設で話すのは、食べる、寝る、遊ぶ、働く全てのことが重要であり、通勤時にヘルパーを使えるようにして欲しい。他にもありますがよろしく願います。

⑮ 別部屋にしないで、同じ教室で共に一緒に学ぶことが大切です。施設の中に入っている仲間達が地域で暮らすのに福祉サービスの説明を繰り返し説明していくことが大切です。

⑯ 病院や福祉施設等の監査の通達をやめて抜き打ちで行って欲しい。事前通告をすることによって人や物を隠したりすることが多々あるので、是非そうして欲しい。

⑰ 専門的な知識を持つ相談支援専門員が少ない。事業が成り立たないため閉鎖するところが多い。民間に任すのではなく、行政が積極的に動かなければならないと思う。高齢期への移行をスムーズに出来るようにして欲しい。介護と障がいの壁がある。

⑱ 入所者の方々の重度化、高齢化が進んでいます。その中で地域に戻り生活することの難しさと本人の意思決定、自らの決定は難しく、在宅での親の高齢化もあります。グループホームへの移行は、グループホームの整備、人員補充と難しくなります。現在のグループホームの運営状況は赤字です。入所施設並の運営状況にしないと難しいと思います。

⑲ 9月に開催した障がい福祉計画等圏域連絡協議会にて市町村からあがった意見は、事業所の質について疑問を感じる事業所があるのが地域の実態です。指定権者として指定後は質をチェックする仕組みを検討して欲しい。運営指導は書類のチェックが主なので「支援の質」の評価が大事だと思います。DXの導入、普及調査もに追われて大変。地域生活支援事業の市町村の予算は逼迫しており、補助金(交付金)を増加して欲しい。田舎は地域生活支援事業が大事であり、地域なりの工夫でより充実したい。

⑳ 【基本的な考え方】(概要版)のどこを見ても、地域生活への移行、地域の支援体制の充実ばかりで、入所施設への支援が明記されていない。それに追い打ちをかけ、

施設入所数を1年間で5%削減することを成果目標と記されていることに憤りを感じる。この削減枠の徹廃を切にお願いしたい。

また、入所施設者の高齢化及び重度化の現状を直視し、その対策にも触れてもらいたい。グループホームができて始めて20年が経過する。当時の利用者が高齢化し、グループホームで暮らすことが難しく、入所施設に戻りたいという状況も出てきている。入所施設に戻れる契約にはなっていないが、今後より入所施設の重要性が増すことは目に見えている。障がい者は、若い人や、自己意思決定ができる人、地域で暮らせる人だけではないことを真剣に分かっていただきたい。

② いつも障がい者支援にご尽力いただきありがとうございます。将来、地域に住きみ続けられる「住む場所」の確保や整備をしてください。地域によって、幼少期の記述手帳(●●では母子手帳配布の際にいただけるものと聞いています)や個別の支援計画の記述フォーマットや内容が違うのは使いづらいかと思いました。

(5) サービス提供基盤の整備

① 意思決定を優先していくために、当事者が交際・結婚・出産をしたいとなった時に入れるグループホームがほとんど無く、全く選択肢がない状態です。そもそもグループホームが不足しているし、夫婦で入れるグループホームも少ない。夫婦で入れるグループホームを増やして欲しい。

② 計画ができあがった後も実になるようにしていただきたい。障がい者の親も高齢化しており、そういった方々がこの先迷わないような制度にして欲しい。

③ 共生型(高齢者と障がい者)の施設を増やして欲しい。親子で暮らしていた方の親が高齢になり何らかの施設に入った場合、子も何らかの別の施設に入らなければならないケースがある。両方に対応が可能な施設があれば親子で一緒に生活が継続出来るのではないかなと思う。幼保連携など長年一つに出来なかったものも一緒になったこともあり、検討が出来るのではと考えている。夫婦の入居グループホームについても、就労事業所に通える範囲内で対応可能なグループホームがあることが理想と考えるが、検討できないか。

④ 家族に44時間の移動支援の支給があるが、支援員が少ないため重度障がいの受け入れ先は十分ではなく、ほとんど使えない。●●市の移動支援が非常に使いにくいことを知っているか、そしてそのことについて道は何か働きかけを行っているか。支給された時間分のサービスが使えないようでは意味がない。必要なサービスを地域格差なく、どこでも受けられるようになって欲しい。全てのことが本人の意思を尊重し、本人の最善の利益となるよう切に願う。経済的に弱い市町村を国や道がバックアップするという体制はあるのか。

⑤ サービス提供基盤の整備について、地域間の均衡に配慮してと書かれているが、●●では行動援護の事業所がなく、遠く●●の事業所に依頼することもある。サービスの均衡はこれから整備していく必要があると思うので、重点的に取り組んで欲しい。ショートステイ等について、使いたいと思ったタイミングで利用できなかったり、障がい特性から利用を断られて●●の施設にお世話になることもある。将来の住居についても、ある程度身辺自立している障がい者が利用できるサービスは増えているものの、程度の重い障がい者に対するサービスは行き届いていない。

⑥ ●●市にある社会福祉法人では、今年3月に新たにデイサービスを開設した。施設長はひとりひとりの利用者に向き合い、職員の負担も軽減しようという人物。今後グループホームの立ち上げも検討しているが、この地区では施設間の距離がかなり遠く、送迎だけでも負担はかなりのものであるため、将来的に施設を集約することも考えているようだ。こういった取組を通じて、利用者・職員それぞれから見た環境の底上げができれば良いと思う。

⑦ 地域生活支援拠点事業は10年前に始まったが、うまく機能しているかどうか疑問であり、入所施設から地域移行という流れの中で5%という数値目標を道も掲げているが、個人的には地域移行を進めるにあたっては地域生活支援拠点の体制整備が必要だと思う。●●市では就労継続支援B型事業所の利用に当たっては、必ず相談支援事業所を併設することを求めているが、経営的には非常に厳しい。この法人も相談支援事業所は赤字だが、使命感で続けている。地域生活支援事業は親亡き後の障がい者を地域で支えるという考えの基にあるものだが、その理念が絵に描いた餅にならないためにはしっかりとした制度作りが必要だと思うので、各市町村に働きかけをお願いしたい。

⑧ 重症児のショートステイについては、病院の空きベットを活用するというグリーゾーンの運用が行われており、地域の病院による協力体制も整っているが、コロナ過においては感染防止の観点から緊急性のある場合を除き病院が受け入れを行わなかった。重度訪問介護の利用単価も低いので在宅支援もなかなか受けられない中で家族の負担は大きかった。そのような中で訪問看護ステーションの仕組みを弾力的に活用することで、日中のショートステイ代わりに利用している自治体もあると聞いている。このような取組が広がれば、顔なじみの職員に支援してもらえるという意味でも安心して利用出来るのではないかと。●●管内には強度行動障がい児者の受け入れ施設はほぼ無く、●●まで手を広げて預かってもらえる施設を探したという声も聞いている。生まれ育った環境で暮らせる仕組みづくり、自治体の実態に合わせてどうすれば実効性のある取組になるのか考えて欲しい。

⑨ 次期計画は全体的に地域移行を進める内容となっており、入所施設に対する言及はほとんど無い。地域の視点は確かに重要であり、その考え方には賛成するが、入所施設を減らすと困るという現実もある。入所施設やグループホームも高齢化が進んでおり、グループホームの入居者が80代で他に行き場がなく、入所施設に戻りたいというケースもあるが、原則として入所施設に戻ることはできない取扱いになっている。ついでに、次期計画の中にも重度化・高齢化への対策としての支援体制の強化など、入所施設の充実についても考えて欲しい。

⑩ グループホームとして既存のアパート等を利用するに当たり、最近の温暖化の影響がかなり出ている。お金に余裕がある人は自分でエアコンの設置工事を頼んだりするが、そうではない人は難しい。本当は全部屋にエアコンを設置すればよいのだが、予算上厳しいところがあり、このことも「基盤整備」に含まれるのか。

⑪ 前回のタウンミーティングでもお話した。オール北海道とあるが、東と西で機能が大きく違っている。特に●●地方になるとサービスを受けたくても事業所がなく、障がいヘルパーすらいない。介護保険制度は国の施策で充実してきているが、障

い施策が充実していないのが現状。計画を作った以上、行政機関が責任を持って地域のサービス産業が充実するまで進めてほしい。計画を策定して終わりではなく、その先にどうするのが大切。

⑫ 道内唯一の肢体不自由児の養護施設機能を持った施設が3月で閉鎖し、親御さん含め相談先はどうなるのか。田舎の町役場には専門職がない。昨日まで総務課だった職員が急に福祉課に異動となることもあり、職員が制度を理解しておらず、指導を出来ていないこともある。そんな中、保護者が相談に行っても、話が通じるわけもなく、振興局含め指導体制を取って欲しいと再三伝えているところ。

⑬ 重度心身障がい者の人数のデータをいただいたが、●●100人に対し、●●77人。札幌には施設が充実していると考えるが、釧路は重心の施設がなく、発達や病気のことについての相談先がない。また、医療体制が変わったことで病院が小児科となり、障がい者が省かれてしまい、医療や生活への不安があり、相談先が欲しいという意見があった。

⑭ 今回、基本的な考え方が示され、「地域間格差の縮小に努める」という記載があったが、地域間格差が現実には生じているという現状認識があるということで正しいか。本計画ではあくまで地域間格差の縮小に努めるということに留まり、地域間格差をなくすという姿勢ではないということか。この文言の前後からは、道としてどういった理想をもっているかを伺うことができないが、道の責務はその程度なのだろうか。

⑮ ●●地域において医ケア児のショートの入機関がない。医療機関で受入が可能なのであれば、道として助成していただけないか。

⑯ 以前道にお話を聞いた際に、●●地域にも緊急ショートのベッドあると回答をいただいたところだが、緊急ショートでお願いしているのに、病院から付き添いはどうしたのかと言われたことがある。付き添う親の緊急事態のため、緊急ショートをお願いをしているところであり、このことについては、看護師の配置や加点を含め国や道が本腰を入れて体制の整備をしていただきたい。計画にも緊急ショートについて記載があるが、実際に使えないのであればベッド数は0と一緒にあり、計画策定に当り十分精査して欲しい。

⑰ 圏域内でのサービスの調整では広域過ぎる。現実的にサービスの調整については、通所等の距離的な条件を考慮し、対応するよう検討願います。

⑱ 共生共存となるように頑張ってください。

⑲ 職員不足の問題が多く出ていましたが、「保育所の問題が社会的に高まり、保育士の報酬が上がった」と認識しています。今、施設での虐待事案も散見され、その裏には労働環境の悪さも影響しているものと感じます。ぜひとも改善にむけて具体的施策をお願いします。

また、共生型事業の推進に基本賛成ですが、児童についても盛りこむことはできないでしょうか。児童でもOT(作業療法)の支援が必要な子がいますが、高齢者のリハビリ型デイサービスの活用もできるようになると良いと思っています。障がい

の種類に限らない個々のニーズに応じた支援が基本だと思えます。学校だけが障がい
の種類に応じた措置となっていることに異和感を感じており、変わって欲しいと思いま
す。

⑩ 北海道医療計画の中に精神医療の地域間格差が無いように計画していただける
ようにお願い致します。

⑪ 地域間格差を無くすためにも、誰もが安心して住み慣れたところで過ごせるように
地方の実情に合った計画があれば良いと思う。

⑫ 形だけの「計画」では意味がありません。絵にかいた餅はいりません。オール北海道
の計画ですが、札幌中心の道央圏と違い●●地域では、サービス事業所も全く
十分ではありません。国や道が本腰を入れて、入所・通所施設並びに各種サービ
ス事業所が、十分に運営されることを望みます。介護制度に伴う事業所は郡部
にもありますが、障がいサービスに関わる事業所含め、障がい施策に関わる機関が
●●地域では不足しているのが現状ですので早期の改善を求めます。

⑬ 地域格差について、現状ではかなりあると思えます。縮小と計画にありますが、
本当に縮小になっているのでしょうか。もっと現状を把握して欲しいです。

⑭ 療育手帳に書かれているサービスがあまり知られていないので、もう少し色々な
会社で対策か説明等をして欲しいです。あまりにも知っている人が少なくて大変だと
思っています。

⑮ コミュニケーション支援とDX(AI技術)について、人口減少の時代において、
DXは1つの武器だと考えますが、一方で人と人とが対面することの意義は大切です。
今回、道計画でDXに関して触れないのは、まだ早いでしょうか。
また、地域間格差の減少について、圏域毎の特徴や重点項目などが知りたいと思
っています。

(6) 保健福祉・医療施策の充実

① 発達障がいに特化した病院があるが、発達外来の常勤医は不在だったり、予約
が必要となるが、予約は半年待ちだったりする。発達障がいは命を奪われる病気
ではないが、日々様々なことが起こり、親も困難を抱えながら生活している状況の
ため、困っている時に相談できる病院がないのはとても不安。
基幹相談支援センターへの相談は実際なかなか難しく、医師の派遣等の支援をお願
いしたい。

② 「にも包括」がなかなか進んでいない現状だが、道としても少し力を入れて進
めてほしい。

③ コロナ過初期で息子が発熱し、救急車を呼んだ際、親としては精神的なもので
あるという見立てて病院に搬送してもらおうよう依頼したが、受け入れ体制が整って
いないということで他の病院に搬送された。しかしこの病院には精神科がないため、
精神科の薬は出せないと言われた。精神科に掛かっていると、一般的な症状で病院
・診療所を受診しても診察を拒否されることもあるため、そのような場合、どこの

病院なら受け入れてもらえるか保健所で把握しておいてもらいたい。

④ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとは具体的にどのようなシステムのことなのか。構築とあるがどの程度進んでいるのかを知りたかったです。

また、福祉計画などでは連携や充実、発信などと記載されていることが多いが具体的にどのようなことを指しているのかを知りたいです。

⑤ 北海道の広大な面積を考慮し、道内主要都市に難病センターの支所を設置し、難病患者の支援体制を充実させてほしい。各障がい者福祉協会は少子高齢化の影響で人材不足となり、運営が難しくなっている。総合的な事務局体制の支援をお願いしたい。

⑥ 精神障がいのある方に必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進とあります。「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指すともあります。精神障がいのある方には通院が欠かせません。都会には近場にたくさん選べる程の精神科病院やクリニックがあるかもしれませんが、地方はそうではありません。1～2ヶ所しかなく、そこから断られた入院が必要となると日々片道1時間以上かけて精神科に通院しています。車が無い方は片道千円以上かけて、本数の少ないJRやバスで通っています。その中でお金、体力、JRの本数減など、「もし通えなくなったら」と不安を抱えながら暮らしている方もいます。どうか地方の医師不足や通院費負担、通院手段について、ご検討いただけたらと思います。

(7) 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

① 障害福祉サービスにおける報酬が低いだけでは、賃金が安くても仕方ないという結論になってしまう。職員は大変な思いをしながら働いているので、労働条件の改善をどう進めるのか具体的な案を道として持つべきだと思う。

② 職員が特に不足しているため、人材確保のため手当の改善や労働条件の整備等の策を講じて欲しい。それが虐待防止も含めた利用者の安全・安心に繋がると思う。

③ ヘルパーの人材確保、施設解体への道筋を示して欲しい。

④ サービス提供基盤について、人材不足が課題だと思う。地域によっては、グループホームを建ててもヘルパーが居ないのでサービスが出来ないところも多い。強度行動障がいについても、家族だけでは無く、生活が苦しくなった時に少しでも対応して欲しいという現状を把握して欲しい。

⑤ 娘が施設に入っているが、コロナ過で活動が落ち込んでいる。施設からは人員が減って対応が難しいという話が多い。全道的にも人員不足は顕著になってきている。人員確保の方策を検討して欲しい。計画の中身を見るとやはり地域での生活を目指しているところだが、施設しか暮らせない方もいる。当事者の意思決定・意思形成支援について進め方を示してもらえると良い。

⑥ 次期計画の内容は素晴らしく、現実に実行されるならどんなにいいだろうかと思う。自閉症の息子が施設に入所しているが、地方では職員が集まらない。支援は24時間365日必要だが、人材の確保には地方手当の創設、若年職員に対する土日休みの

保証など、処遇の見直しが必要だと思う。熱意や使命感だけでは仕事は出来ないし、給与が高くなければダメだという声も聞いた。福祉従事者が増えるよう、早急に手を打って欲しい。相談業務や直接支援は高度な知識が求められるが、人の入れ替わりが激しく、必要な知識を持った人材が根付かない。●●市には保健福祉学部を有する大学があるので、優秀な学生が地元の施設で就職するよう、地域枠を設ける、奨学金を出すなど●●市に働きかけて欲しい。

⑦ 自閉症の娘がいるが、●●市では移動支援が使えないということは非常に実感している。これまで2ヶ所でサービスを利用していたが、利用者の都合ではなく施設の都合に合わせてでしかサービスを受けられなかったので、10年前に利用をやめてしまった。

また、人材育成については、学校教育の段階から福祉について学べるようにするべきだと思う。娘は小～中学校時代、障がいを個性と受け止める周囲の理解に恵まれた学生生活を送ることができたが、障がいに対する理解を深め、誰もが福祉業界で働くことのできるような下地を学校教育で学べるようにしてもらえたらと思う。

⑧ 娘が入所している施設では職員が不足している。道として、なぜ職員が不足しているのか、短期間で辞めていくのか、どのような分析をしているのか、そして、そのことをどのような形で改善しようと考えているのか。個人的には、他産業に比べて賃金水準が低いことが一番の問題だと考えている。

⑨ 職員の雇用環境の質の向上や助成金の部分をより手厚くお願いしたい。

⑩ 今回の資料において、計画で人材の確保や研修については触れられているが、待遇の一定の保証というのも必要ではないかと考える。現場では身分保障(待遇)が一番の人材難に繋がっていると考えており、計画策定時に道としてどのようなベースで考え、保障をして、市町村との連携の中で位置付けていくのか、ということも含めて検討して欲しい。

⑪ 同じ話になってしまうが待遇の保障について強くお願いしたい。グループホームやナイトケアをしている施設も同じだと思うが、24時間見守りをしてくれる施設が●●にはほとんど存在しない。求人を出しても、夜間まで働いてくれる方が集まらず、場を用意してもそこに人材がいなければ機能しない。待遇の保障が一番大切なことだと考えており、この部分について強調してお願いする。

⑫ 入所施設の役割は限界がきている。入所施設のあり方検討委員会の設置、普段の監査のチェックの強化(書類以外の入所内のチェック項目を作る)、ヘルパーの人材の確保(道民にヘルパー体験をする機会を作る、副業としてやってくれる人と支援しやすい人をマッチング)、それぞれの「趣味」「好きなもの」が同じだったり、話題がわかりあえる人。例えば、アニメ好きな人がアニメ好きな方のヘルパーに入り外出など。デンマークで似たようなことが行われている。

⑬ 意見にも出ていましたが、ヘルパーの増員の支援策をお願いします。どこの事業所でも人員が足りず、サービスが良いものになりません。

⑭ 家事援助もヘルパー不足で、申し込んでも予定通りに来てもらえない。ヘルパーの数を増やしてほしい。

⑮ 受診する病院がなく待機を余儀なくされる、行動援護を行ってくれる事業所が地元になく、自立するための発達障がいの特化したグループホームもなく成人しても親と同居が必要。このような状況で、「施策が概ね順調に進められている」と評価は出来ない。現状を理解していない行政の都合の良い評価です。

⑯ 職員の不足については、学校教育の中で障がい者への理解と介護教育を取り入れて全員が携われる様に底上げをしてもらいたいと思います。施設長が利用者目線、職員目線で物事を考えて対応しており理想の福祉を行っています。これからの方針として精神と肢体不自由も受け入れるそうです。●●市の移動支援は本当に利用できなくて残念です。10年前よりは改善されているのでしょうか。

⑰ 少子化の中で、職員確保は大きな課題。他職等に比べて賃金が安く、精神的、体力的にも大変な状況にあるので、ぜひ労働条件の抜本的改善を目指して欲しい。

⑱ 福祉を担う人材不足が最重要だと思います。小中学校からの教育(会場で意見もありました)専門学校や大学での教育の充実(今の時代障がい者支援をしようとする志のある人は少ないか)市民のボランティア等の育成して働いてもらう。事業所が多くなっても人権・人材不足が続くと事業の縮小化が進むと思う。現実として小さな町村では定員減となっています。

⑲ このような機会が●●市で開催されて、参加することが出来て、ありがとうございます。介護職員の不足により、現場での余裕が無くなることで虐待が発生しています。ワークライフバランスの重視、介護職はたいへんやりがいがあります。福祉は、明るく、楽しく、がモットーです。もっと職の良さをアピールしてください。

⑳ 障がいがあっても安心して地域で暮らすために、相談支援体制、地域移行支援の充実が必要です。現在、●●市では、なかなか新規では移動支援が使えないなど施設職員の不足が考えられ、職員の待遇改善と研修、働く環境を整えられる様にしなければ、人員不足が増え考えられ、施設での虐待の原因になりかねないと思います。障害福祉サービスの質の向上は必要です。

㉑ 会場でも発言させていただきましたが、ナイトケアをする方々の待遇の保障が必要だと思います。

㉒ 道が指定する事業所に対するサービスの質の向上に向けた具体的な取り組みの記載をお願いします。(就労系、居住系のサービス事業所は増えており、指定基準は問題なくても、支援の質としては疑問のあるところもある。虐待も増えている。)

㉓ 保険法ではケアマネが付くとケアマネへの報酬が出るが、障がいサービスでは計画を作成し、承認されれば報酬が出るため、切れ目のない支援が出来ていない場合がある。報酬体系を再検討できないか。

② 障がい者施設の大きな課題は、必要な職員確保がされていないことである。その大きな要因の一つに、職員の待遇があると思う。職員定員増、職員の賃金増額への改善を切に望む。

(8) 障がい児支援の充実

① 精神科の病院・診療所は幾つかあるが、どこも3ヶ月～半年待ち。障がい等級の判定等が出る病院・診療所が少なく、診断が下りないので小学校に入学できない児童がいると聞いている。

② 広域に点在している障がい者のことを考えると、基幹となる支援センターを札幌一極集中ではなく、各圏域単位に広げるよう取り組んでいくべきではないか。

③ 事業所を開設して2年半になる。養護学校には特別通院通学という制度があるが、この制度を利用している児童は保護者の送迎がなくては通学ができない。しかし、病気等なんらかの理由により保護者が送迎を出来なくなった場合、義務教育期間中は移動支援の特例を利用することが出来ても、高等部進学後は移動支援を利用しての通学はできないこととされている。本人の意思としては学校に通いたいのに、家庭の事情で通えないという事態になっているので、本人の意思決定を尊重するのならば高校生以降も移動支援での通学を可能にするか、ファミリーサポート等、他の制度を利用しての通学を可能にするなど再考して欲しい。

④ 医ケア児センターが●●にあり、コーディネーター業務を●●でも行っていること認識しているが、一般的なケア児はどうすればコーディネーターと繋がること出来るのか。市の職員に聞いたら事業所独自で行っているのではわからないとの回答があった。移行期医療のセンターが●●に設置されると認識しているが、どのように繋がること出来るのか。

⑤ 通信制高校のキャンパス長を務めていたこともあるが、不登校の子どもが全国的に増えてきており、学校のみでそのような子どもの面倒を見るというのはもはや実態にそぐわない。学校の校門を見た途端に身体が震えて校舎に入れない、という子どももいるので、学校に限らずそのような子どもの面倒を見てくれる場があることはとても大切なことであり、場の創設を進めて頂きたい。
また、障がい者の枠に入らない境界線上の方についても幅広く問題として捉えて考えてもらいたい。

⑥ 医ケア児支援が全国的に求められているが地方は資源が少なく、他県のように補助メニューを増やしてほしい。介護より少ないように感じるので、補助や研修の場を含めて障害福祉サービスの人材育成を強化して欲しい。地方では減少しており、陸運支局単位ではなく広域で福祉輸送(ストレッチャー、車椅子向け)事業者への支援をして欲しい。

⑦ 児童発達支援事業所に所属しています。2才半からのお問い合わせが大変増えており、養育能力の未熟さ等又は親御さんの発達障がいにより、年々、ご利用者様が増えていきます。民間の事業ですが、色々な法令を守り人員も踏ん張り毎日療育活動を提供させていただいております。事業所を作り役に立てるようお金もかかりませんが頑張っています。ですが、問題点は、市の受給者証が、どんなに困り感の大

きいおこさんでも月に10日しか利用りようできない、少ない方は5日という方もいて、せつかかかくの早期療りょう育で繋がれた方も思うように利用出来ていないように感じ、又、発行はつこうされるのに2ヶ月もかかります。所属しゆじゆされていることも園や保育園と連携れんけいをすると保育現場も望ましい保育が活動が大変困っている現状げんじやうです。問題点は、集団が出来ないといわれる子のために保育士さんがまわり、保育や教育がしっかりと受けていれば社会適応しやがいてきおうできる子も社会不適応行動が増えています。

⑧ 「強度障きやうどしやうがい者、医ケア」などの受入先がない地域ちいきでみたい。家族の近くで暮らくしたい思おもいを叶かなえたくても、上記じゆぎワードで施設探たしをしても断ことわられる。障しょうがいの程度が軽い人を優先ゆうぜんに受け入れられていくように感じる。昔むかしのような長期入院ちやうきにゆういんを減らしへていく方針はわかるが、医療機関も協力して頂いたかなければ、身近な地域で家族の近くで暮らしていくことは難むずかしい。

⑨ ●●に医ケアコーディネーターをしっかりと人材を増やして欲しいです。

⑩ 医療いりやうてき的ケア支援事業しえんじぎやうについて、回数制限かいすうせいげんや時間じかん（2時間以上）の単価設定たんかせつていは現状と合あっていないのではないかと思います。実際じつじ、現行では対応が難むずかしい訪問看護も多く半日～全日の利用や毎日の利用に対応出来あない。

(9) 発達障はつたつしやうがい者や在宅の障しやがいのある人等ざいたく・しやうへの支援ひととう

① 精神せいしんの医師でも発達障はつたつしやうがいの診断しんだんができる医師が少すくないのは問題ではないか。発達障はつたつしやうがい科かのような診療科しんりやうかを持つ医療機関いりやうきかんができるよう、発達障はつたつしやうがいをもう少し重要視じゆうじやうしすべきと考える。

② 発達障はつたつしやうがい者の人数しやがかなり増ふえているが、道東には発達障どうとう害者支援センターが1ヶ所しかなく、我々もできる限りの支援はつたつしやうがいしやはしているが、知識ちしきが追いついていないと感かんじることもあるので、現場をバックアップできる体制の構築や研修の実施等をお願いしたい。

③ 強度行動障きやうどうしやうがいについては、施設しせつでみられなくて家庭かていでみる機会きかいが多い状況おおです。新規の受け入れは断ことわられるケースが多く、家族としては月1回でも施設しせつでみて欲しい。

④ 発達障はつたつしやうがいと自閉スペクトラム症じへいはイコールと考かんがえて良いか。

⑤ 「発達障はつたつしやうがい者や在宅の障しやがいのある人等ざいたく・しやうへの支援ひととう」について、発達障はつたつしやうがいの支援について、ほとんど進展しんてんしていません。しっかりと充じゆうじつ実をはか図っていただきたい。

⑥ 社会モデルしやかいを採用し、手帳要件さいやうでなくても状況じやうきやうによって福祉サービスふくしが受けられるようにして欲しい（難聴者の要約筆記利用等）。中途失聴者、難聴者が相談支援だんしえんにアクセスしやすいう、PRの徹底てつていをして欲しい。

(10) 自立と社会参加の促進・取組定着

① 芸術活動げいじゆつはなかなか自分の意思しやかいさんかを表そくしんせない障とりくみていやくがい者にとって自己表現じこひやうげんの大切な機会たいせつになると思うので、地方在住ちほうざいじゆの障しやがい者でも札幌市などの大都市で作品展さつぽろしを行たいとしえるよう助成制度や補助金の創設さくせつを検討して欲しい。

② スポーツが好^すきでサイクリング、マラソン、クロスカントリー等の様々^{さまさま}な大会に出^{しゅつ}場しているが、会^{かい}場までの経^{けい}路に複^{ふく}数の段^{だん}差があ^さったり、トイ^とレが使^{つか}いづら^らいケー^かスがあるので、障^{しょう}がい者がも^もっと参^{さん}加・観^{かん}戦しや^しやすい環^{かん}境にな^なれば良^よいと思^{おも}っている。

③ この計^{けい}画どお^おりに実^{じつ}現され^れると良^よい北^{ほく}海^{かい}道にな^なると思^{おも}う。自^じ立^{りつ}と社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加につ^ついて、移^い動^{どう}手^て段^{だん}の充^{ちゅう}実^{じつ}を固^かめて欲^ほしい。例^{れい}え^えばタク^たシーが減^{げん}少^{せう}している状^{じょう}況^{きやう}の中^{なか}で、高^{こう}齢^{れい}者^{しや}が増^{ぞう}加^かしてお^おり、車^{くる}椅子^{まい}利^り用^{よう}者^{しや}はタク^たシー乗^{じよう}車^{しや}を拒^{きよ}否^ひされ^れるとい^いう現^{げん}状^{じょう}がある。

また、朝^{あさ}の時^じ間^{かん}帯^{たい}に車^{くる}椅子^{まい}で通^{つう}勤^{きん}・通^{つう}学^{がく}するの^のは人^{ひと}が多^{おほ}く難^{なん}しい現^{げん}状^{じょう}があ^あり、就^{しゅう}業^{ぎよう}時^じ間^{かん}や大^{だい}学^{がく}の授^{じゆ}業^{ぎよう}に間^まに合^あわな^ないこと^{こと}から資^し格^{かく}取^{しゅ}得^{とく}に關^{かん}連^{れん}して影^{えい}響^{きやう}が出^でてしま^{しま}う。そ^そのよ^ような現^{げん}状^{じょう}を確^{かく}認^{にん}して欲^ほしい。

④ 障^{しょう}がいがあ^あつても地^ち域^{いき}でサ^さービ^びスを受^うけてい^いない方^{かた}もい^いる。繋^{つな}が^がつてい^いない障^{しょう}がいのある方^{かた}への対^{たい}策^{さく}も念^{ねん}頭^{とう}に置^おいて、今^{こん}後^ごの街^{まち}づ^づくり^{くり}に活^かかして欲^ほしい。

⑤ イベントの開^{かい}催^{さい}情^{じよう}報^{ほう}は障^{しょう}がい者^{しや}団^{だん}体^{たい}や市^し町^{ちやう}村^{そん}には届^{とど}くもの、団^{だん}体^{たい}に所^{しよ}属^{ぞく}して^{して}い^いない障^{しょう}がい者^{しや}にはな^なか^かな^なか届^{とど}か^かないとい^いう現^{げん}実^{じつ}があ^あるこ^ことを聞^きいてい^いるので、情^{じよう}報^{ほう}へのア^あクセ^くスにつ^ついて、市^し町^{ちやう}村^{そん}から住^{じゆう}民^{みん}への周^{しゆう}知^ちの方^{かた}法^{ぽう}につ^ついても道^{どう}から^{から}の発^{はつ}信^{しん}時^じに考^{かう}えて欲^ほしい。

⑥ 意^い思^し疎^そ通^{つう}支^し援^{えん}条^{じょう}例^{れい}があ^あるが、聴^{ちやう}覚^{かく}障^{しょう}がい者^{しや}は手^{しや}話^わで会^{かい}話^わをする人^{ひと}より文^{もん}字^じで会^{かい}話^わをする人^{ひと}が多^{おほ}い。組^{くみ}織^しと^として文^{もん}字^じで会^{かい}話^わをする団^{だん}体^{たい}が弱^{じやく}く、社^{しゃ}会^{かい}に呼^よびか^かける手^て段^{だん}のな^ないこ^ころで困^{こま}っている。軽^{かる}い難^{なん}聴^{ちやう}者^{しや}も住^すみづ^づら^らさに悩^{なや}んでい^いる。文^{もん}字^じで情^{じよう}報^{ほう}を伝^{でん}じ^じえて欲^ほしい。銀^{ぎん}行^{ぎやう}や郵^{ゆう}便^{びん}局^{きょく}でお金^{かね}の出^いし入^いれに使^{つか}うATM^{あつ}を扱^{あつか}う中^{なか}、分^{ぶん}か^から^らない時^{とき}に文^{もん}字^じで対^{たい}応^{おう}して欲^ほしい。盲^{もう}には対^{たい}応^{おう}して^{して}い^いるの^のに、文^{もん}字^じの対^{たい}応^{おう}が未^みだ^だに無^ないのはな^なぜか。差^さ別^{べつ}解^{かい}消^{しょう}を望^まみます。聞^きこえ^えない^{ない}と文^{もん}字^じは見^みえても読^よみ方^{かた}が分^{ぶん}か^から^らない。特^{とく}にアル^あフ^ふア^あベ^べットの横^{よこ}文^{もん}字^じが氾^{はん}濫^{らん}して^{して}い^いる。聞^きこえ^える人^{ひと}は何^{なん}度^どか聞^きくうち^{うち}に覚^{おぼ}えら^られるが、聞^きこえ^えない人^{ひと}は自^じ然^{ぜん}に聞^きくこ^ことはでき^きない。自^じ粛^{しゆく}を願^{ねが}い^います。物^{ぶつ}価^かも給^{きゅう}料^{りやう}も上^あがり^ります^すが、障^{しょう}がい者^{しや}年^{ねん}金^{きん}はピク^ひリと^とも動^{うご}か^かず^ずに、保^ほ険^{けん}料^{りやう}は上^あがり^り天^{てん}引^ひき^きさ^される。障^{しょう}がい者^{しや}にも生^{せい}活^{かつ}があ^あり、80^{はち}歳^{さい}を過^すぎ^ぎても働^{はたら}き、生^{せい}活^{かつ}を支^さえ^えな^なけ^ければ^らない。障^{しょう}がい者^{しや}は家^か族^{ぞく}に養^{やしな}つ^つても^もら^らつ^つて^てい^いるわ^わけ^けで^でない。暮^くら^らし^しや^やす^すい生^{せい}活^{かつ}を障^{しょう}がい者^{しや}年^{ねん}金^{きん}に与^{あた}えて^てく^くだ^ださい。

(11) 北^{ほく}海^{かい}道^{どう}意^い思^し疎^そ通^{つう}支^し援^{えん}条^{じょう}例^{れい}・手^{しや}話^わ言^ご語^ご条^{じょう}例^{れい}の施^し策^{さく}の推^{すい}進^{しん}

① 近^{きん}年^{ねん}手^て話^わが普^ふ及^{きやく}され^れて^てい^いるが、難^{なん}聴^{ちやう}者^{しや}や中^{ちゆう}途^と失^{しつ}聴^{ちやう}者^{しや}に對^{たい}して、道^{どう}内^{ない}ど^どこに^にい^いても要^{よう}約^{やく}筆^{ひつ}記^きな^なの文^{もん}字^じ情^{じよう}報^{ほう}を得^えられ^れるよ^よう体^{たい}制^{せい}を整^とえ^えるよ^よう取^と組^{ぐみ}を進^{しん}め^めて^て欲^ほしい。

② 耳^{みみ}の問^{もん}題^{だい}につ^ついては様^{さま}々^{さま}な障^{しょう}がい^{がい}が関^{かん}わ^わつて^てく^くるの^ので、対^{たい}策^{さく}も様^{さま}々^{さま}にな^なる。字^じ幕^{まく}がな^ないとわ^わか^から^らない人^{ひと}や、字^じ幕^{まく}だ^だけ^けではわ^わか^から^らない人^{ひと}も^もい^いて、そ^そうい^いつ^つた様^{さま}々^{さま}な障^{しょう}がい^{がい}をカ^かバ^バー^ーで^でき^きる方^{かた}法^{ぽう}があ^あれば^ら良^よい^いの^のだ^だが、ま^まず^ずはこ^このよ^ような難^{なん}しい問^{もん}題^{だい}があ^あるこ^ことを道^{どう}から市^し町^{ちやう}村^{そん}に発^{はつ}信^{しん}して^{して}欲^ほしい。障^{しょう}がい^{がい}関^{かん}係^{けい}の会^{かい}議^ぎではこ^このよ^ように合^{ごう}理^り的^{てき}配^{はい}慮^{りよ}を^をし^して^ても^もら^らえ^えるが、普^ふ通^{つう}の会^{かい}議^ぎではそ^そうい^いつ^つたもの^{もの}は無^ない^いので、困^{こま}るこ^ことが少^{すく}な^なく^くなるよ^ような施^し策^{さく}をお願^{ねが}い^いした^たい。

③ 意思疎通条例について、意思疎通支援のコミュニケーションに発達障がいも含まれるか。手話など普及しているが、字に関するコミュニケーションはどのようになっていくか。

④ 現制度について、要約筆記については手帳所持者しか受けることが出来ない場合がある。利用範囲を広げてもらいたい。相談支援について、途中で難聴となった場合はコミュニケーションがより難しくなる場合がある。孤立する方が居なくなるように聴覚障がい者情報センターの周知を広げて欲しい。市町村の要約筆記・文字通訳等について、市町村によって対応をしていないところがある。自治体職員が知らない場合もあり、周知・研修等を徹底して欲しい。

⑤ 要約筆記に関する聴覚障がい者情報センターが設立されることとなったが、個人通訳をする場合は、現制度では利用者の居住する各市町村が担当となっているが、今の道内では行っていない、知らないという自治体があります。情報センターをうまく活用できるように利用や相談について、市町村にも周知を働きかけて欲しい。

⑥ 聴覚障がい者情報センターについて、政令市だけでなく中核市にもセンターがあるといいが実現は難しいと聞いている。センターを設立する際には、防災について力を入れて欲しい。情報センターは必要だと思いますので、提案させていただきます。

また、縄文文化センターにはバリアフリーの観点から、手話・字幕での案内があるので、そのような環境が欲しいと思う。

⑦ 手話の事前授業について、手話と一緒に筆談の方法について周知していただければと思う。

⑧ 合理的配慮の(努力)義務化が行われた際、少しは暮らしやすくなるのではないかと期待したが、現状はほとんど変わっていない。国は事業者に対しどのように指導しているのか、来年度の完全義務化に際し、聴覚障がい者に対し意思疎通を行う準備が事業者においてどのように整いつつあるのを知りたい。私たちが事業者に問い合わせようと思ったら、簡単な質問でも手話通訳者を介さなければならないことがほとんどである。自宅にいても文字で情報が伝わるシステムが普及することを望む。意思疎通支援事業に関し、手話は広まりつつあるが、文字による意思疎通については国の考えが軽いと感じる。手話通訳者よりも文字による意思疎通を使う人の方が多いので、もっと重く受け止めて欲しい。

⑨ 中途失聴により人間関係が破壊され、家庭内不和で引きこもりがちになり、書籍と字幕付きのテレビしか楽しめなくなったが、同じ障がい者の間で安らげる場を作りたいと思い、中途失聴者対象のサークル●●に加わり、手話を学びながら雑談するなどして現在は楽しく活動している。健康な高齢者はデイサービスや市民講座等で楽しむことができるが、障がい者にも同じような場が欲しい。「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」に期待している。

⑩ 北海道手話言語条例は北海道から各地域に広がり、●●管内では●●市や●●市

では同種の条例が制定されたが、●●町ではそのような動きは見られない。状況はいかがか。

⑪ 先日、●●市で市長選があり、●●は●●市にならい選挙管理委員会と手を組んで「支援者カード」という取組を行ったことで、障がい当事者本人の意思表示をすることができた。障がい者も有権者で地域住民である、決して差別される対象ではないため、「支援者カード」の取組を全道に広げるなどして欲しい。

⑫ 北海道中途難失聴者協会は30周年を迎えた。「北海道意思疎通支援条例の推進」には中途難失聴者や要約筆記者についての記載がないが、道はその存在についてどのように考えているのか。北海道中途難失聴者協会●●支部では今春から●●市や●●市において要約筆記者の派遣を始めた。中途難失聴者にとっては、文字を習得してからの難失聴なので、文字による意思疎通が一番分かりやすい。北海道意思疎通支援条例においても、中途難失聴者や要約筆記者について広く道民に普及啓発して欲しい。

⑬ 専任の手話通訳者は年1回程度、手話通訳者に特化した健康診断を受診しているが、市町村に登録している登録手話通訳者も同様の健康診断を受けて欲しい。手話通訳者病と呼ばれる頸肩腕障がいや職業病としてあるため。ろう者は急病等で救急車を呼んだり、事故等で警察を呼んだりする際、音声によるコミュニケーションが取れないため、手話通訳者が到着するまで何も出来ないこともあり、救急隊員や警察官にも手話を覚えてもらいたい。我々の団体からも申し入れをしているがうまくいっておらず、道としても理解促進を図るため働きかけて欲しい。この地域に耳が聞こえない子どもたちが暮らしているかどうか、我々の団体では把握していない。身体障がい者手帳の交付にあたり、市町村は把握していると思うので、連携の幅を広げて聴覚障がい者団体があることをろう児にも周知して欲しい。そうすることで我々の団体もろう児に手話を教えるなど、関わりを持ったり支援する場を作りたいと思う。

⑭ 高齢のろう者は文章が苦手で手話が必要な人が多い。携帯電話を高齢者はなかなか使いこなせず、文章の入力や変換も協力し合いながらやっており、スマートフォンを前に手話を使いながら会話をしているという現状。手話言語条例については、●●管内では来年制定10周年を迎える●●町を皮切りに●●市、●●町●●町で同様の条例が制定されたが、未制定の町村もかなりの数になる。ろう者はどんどん高齢化しており、新聞を読むことも出来ないなど、情報を得る手段がない人もいる。私と一緒にいれば代読することもできたが、そういう人は一人になると厳しいところがある。

当会では●●市の協力のもと、小・中学校に手話の出前講座を4年ほど前から行っており、40校ほどの学校にろう者が講師として出向くほか、手話通訳者も同席して子どもたちに手話の指導をしている。教わった子どもが手話について理解してくれたり、その中から手話通訳者になる人が出れば良いと思いながら行っている。

⑮ (総合) 振興局単位で見ても、要約筆記者が居ない地域がまだたくさんある。私たち要約筆記者の間でもどうしたら良いか話合っているが、その参考になるかと思いい冒頭で圏域について質問した。民間事業者等による合理的配慮の提供が義務化されるに伴い、道全体で行われる会議には字幕が必要になる場面が更に多くな

ることが想定されるが、要約筆記者が全道的に不足しているという現状からすると、政令市の要約筆記者と連携しなければ難しい場面が多いと個人的には考えている。現在、北海道と政令市は別々に要約筆記者の養成講座を行っている関係もあり、それぞれの要約筆記者間ではあまり交流が無いが、障がい者保健福祉圏域の石狩振興局の市町村に政令市も含まれるという説明があったので、何か一緒に考える場面があれば良いと思う。

⑩ 次期計画の策定に当たっては、北海道障がい者施策推進審議会意思疎通支援部会が開かれており、中途難失聴者の関係で北海道中途難失聴者協会の●●が参加されているが、7月に開催された第1回の部会での意見がホームページで公開されている。その中に個別の事業に関する要望等として知事記者会見があり、知事の発言部分に手話通訳はあるもののリアルタイムの字幕は無いことから、それについての要望をしていたところ。それに対する道の回答が「知事記者会見は、総合政策部知事広報広聴課が所管のため、要望の趣旨を伝えます。」であり、なんということかと思つた。私は●●の●●とともに3年間、ボランティアで知事記者会見の字幕配信を行つた立場であり、ボランティアではなく道の役目として字幕を付けて欲しいと何度も要望しているにもかかわらず、担当課の回答がこれでは一体私達はどこに何を要望したらいいのか、全く悲しい答えだと思つた。

この件は昨年9月に北海道議会で●●が質問をしており、議事録も公開されているので、ご存じないのであれば知事がどのような答弁をしたか、知事の答弁は担当課が作っていると聞いているので、このことも知らずにこの計画が作られて良いのだろうか少し憤りを感じた。役所は担当者が変わると1から説明をし直さなければならないことも多く、その度に陳情等をするようになるが、ここ3年間はコロナ過でも難しかった。オンラインを活用した会議も普及したが、お互いの思いをぶつけ合つて折り合いをつけるという意味では対面の機会も貴重だと思ふ。コロナ過の動向は未だ不明だが、対面の機会を増やしつつオンラインの方が参加しやすい障がい者にも配慮してもらいたい。

⑪ 7月に●●で合同研修会が開催されたのだが、各地域の協会が集まらなかったためオンラインで実施したところ。全道各地から札幌に集まるとお金がかかること、またオンラインでも意見交換はできるので、オンラインの会議や研修を増やしたいと考えている。

⑫ 計画の意味がよくわかるように要約してほしい。施設は全く虐待がなくなる、どうにかして施設の解体のことを思っています。親が子どもを生んでも一緒に住めない江差のこともだけどどう思っているか聞きたい。文字もひらがなでないと読めない。施設経験のことを思い出して泣いてしまい辛い気持ちになりました。福祉サービスもヘルパーさんが少なくなつてしまい、いる人だけでヘルパー支援をしています。

⑬ 視覚障がい者の代筆、代読サービスについて、●●市は実施していないので、実施出来るようにしてほしい。

⑭ 聴覚障がい者でも、中途失聴者、難聴者の方々の中では、手話ができない方も多く、文字情報を利用して。しかし、要約筆記の認知度が当事者の方も高められる。要約筆記の派遣の制度があり、要約筆記者がいるのも、概ね市部に限られている。特に町村在住の聴覚障がい者が要約筆記や文字情報に繋がる機会

かぎ
が限られているのではないか。是非、使いやすい制度を確立していただき格差の是正を
ねが
お願いしたい。

⑲ 「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」について、この前者
の条例はタウンミーティングで発達障がい者のコミュニケーションも対象と返答
がありました。ありがとうございます。しかし、発達障がい者のコミュニケーション
に必要な支援の啓発、ツールに対する財政的支援等はほとんど手を付けられていま
せん。可能であれば発達障がいが含まれていることがわかるよう計画に明記していただ
きたい。

⑳ 「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進」について、期待して
おります。年々、国民の意識も向上して障がい者として福祉面で充実してきてい
ると実感しています。

㉑ 会場に要約筆記を必要とする方が参加していました。文字がスクリーンに出て、読
み終わるまでにはタイムラグがあることを理解して進行をする必要があると思
います。これも合理的配慮の1つでは。次回、同様の催しがある場合にはご配慮ください。

㉒ 障がい者手帳をもらえないくらいの聴覚に障がいがある人もいるので、そのよ
うな人達が情報保証を得られるようにして欲しいです。手話や要約筆記の制度の利
用準備等、ありがとうございました。

㉓ 手話通訳者は14振興局に在籍しているが、要約筆記は出来ない。要約筆記が可能
になるように、相談窓口に広がるように、地域の難聴者、中途失聴者にも可能と
なるように研修等、地域における合理的配慮をお願いしたい。就職支援に手話通訳
が付くが難聴者、中途失聴者にも要約筆記を同行させて欲しい。コミュニケーシ
ョン手段の確保として難聴者・中途失聴者向けの手話教室を開催して欲しい。
手話出前講座の中に要約筆記出前講座も加えて欲しい。2市1町の要約筆記を道南
として広げてほしい。手帳に限らず高齢者も補聴器で補えない方にも広く呼びか
けて欲しい。

㉔ お互い意思疎通のできる身障者同士の話し合いができる場はありますか。保健、
医療、福祉のサービスも重要ですが、身障者の当事者同士でのコミュニケーション
も一般社会で生活していく上で必要だと思います。

㉕ 手話の必要性、普及についての意見があり、とても大切だと思っている。多くの人
が学ぶことは良いことだが、覚えても使う機会がなければ忘れてしまう。手話通訳ア
プリの開発が必要ではないかと考える。

㉖ 私たち「中途難聴者」は要約筆記、筆談等で意思疎通をしている人生の
途中で聴力の低下、失聴障がいという病気の為、手話を高齢になってからで
は覚えにくい。文字を習得してからの難聴では筆記が一番理解出来る。是非「北海
道意思疎通支援条例」に「要約筆記者の増員」「中途難聴者」の広く道民への
普及啓発をお願いしたい。聞かえないことはろう者の方々と一緒にですが、サービス内
容は全然違いますのでご確認ください。回答から今回の資料はコンパクトな説明で
した。皆さんにわかりやすいよう計画に入れてほしい。よろしくお願ひします。

②④ 当日は限られた時間であることから、知事会見のリアルタイム字幕についてのみ、要望をお伝えしましたが、次の意見も追加します。本計画策定に関わる担当部局の皆様により一層の障がいに対する理解を求めます。中途難失聴者が参加する全道規模の会議への要約筆記者派遣をお認めください。北海道議会の配信動画も含め、字幕の付与を。傍聴時には字幕を視聴できるタブレット端末などの持ち込みを認めたい。

②⑤ 現行計画「第6期北海道障がい福祉計画」の第4計画推進のための具体的な取組として、4北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進(1)北海道意思疎通支援条例の施策の推進【推進の視点】のとおり、障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無に関わらず、全ての道民がみんなで共生する暮らしやすい社会の実現を目的に北海道意思疎通支援条例に基づく各種施策等の取組を進める必要があります。

②⑥ 補聴器の購入費助成を申請する際、申請書を●●市役所に提出すると●●総合振興局を経由し、心身障害者総合相談所に送られる。そこで判定が行われて、同じルートを進んで結果が返ってくるが、一連の流れに1ヶ月以上と非常に時間がかかり過ぎるのではないかと感じている。総合振興局に問い合わせると「人手が足りないのではなかなか申請が下りない」という回答だった。1ヶ月以上かかることが早いか遅いかはわからないが、1日でも早くその器具を使用したいから申請するのであって、手続きに要する時間を短縮してもらいたい。

②⑦ 計画を進めるに当たり、全ての道民に取り組むことを求めています。北海道庁担当部局の方には、障がいそのものについて、より一層の理解を求めます。私は、要約筆記者として中途難失聴者の困難解消のために共に活動しています。私も当初はろう者と中途難失聴者の違いをよく理解していませんでした。両者の様々な会議等に参加して、それぞれのコミュニケーション方法の違いから、ろう者よりも中途難失聴者の方が同障者の集会でコミュニケーションに困難を抱えていることが分かりました。手話で会話できるろう者同士は、場所や状況に制限はあるかもしれませんが、コミュニケーションに問題はありません。しかし、中途難失聴者は、文字で伝え合えなければ、コミュニケーションができません。音声認識アプリも広く知られるようになりましたが、中途難失聴者の多くは、自分の声は聞こえない、又は全く聞こえないため、発話はできても滑舌が悪くなりがちで、アプリ使用時も誤認識が多く、中途難失聴者同士での使用は難しいのです。このことを担当部局の方にご理解いただきたいと思います。

②⑧ 我々、要約筆記者が必要とされているわけですが、現行の派遣制度は条例の推進に資するものには程遠いと言わざるを得ません。道内では派遣事業が未実施の町村は相当数存在します。また、広大な人口密度が希薄な北海道では、居住の市町村だけでは日常生活を送れませんが、居住地以外の派遣を認めていないところもあります。担当部局の方はご存じのことと思いますが、現在、道内の中途難失聴者団体と要約筆記者関連団体で公的派遣制度以外の情報保障者の派遣について、会議を重ねています。全道各地から中途難失聴者が参加する会議ですが、北海道の公的派遣は使えないのです。会議に参加する要約筆記者が情報保障を担当すると、発言する機会を持ってませんので、会議の参加者以外の情報保障者は必須です。市町村の

派遣制度だけで、全道規模の会議に要約筆記者を派遣することは困難であることから、北海道の派遣を認めていただきたいのです。現行の北海道要約筆記者派遣要綱等に変更を加える必要があるのであれば、それも合わせて要望いたします。

⑭ 昨年の北海道議会9月定例会での●●の質疑を傍聴しました。しかし、議会では情報保障も聞こえない方への配慮も全くありませんでした。本会議はライブ配信があり、それを知事会見と同様の手法で、手元で字幕を見られるように準備して臨みました。全道各地の要約筆記者がボランティアで手伝いました。しかし、議場にカメラ以外の機器を持ち込めないとのことで議場に入れず、ロビーでの視聴を求められました。係の方が急遽、議長や各会派に同意を求め、今回は特別にと親子席に案内され、タブレットで字幕も見ることができました。特別な許可を得なくても、字幕を視聴する機器の持参を認めて欲しいし、もとより、議場での字幕表示も求めるものです。

(12) 安全確保に備えた地域づくりの推進

① 災害が発生した際に避難所が開設されるが、障がい者がどこの避難所に行けばいいか地域によって扱いがバラバラである。例えば障がい者が避難する避難所を一ヶ所に集約したり、目印となるようなピスを配付する等することで負担が軽減されるのではないかと。

地震等のアラートについて、市町村は健全者にはラジオなどによって情報を提供しており、ろうあ者向けにはそれらのアラートを文字で知らせてくれる機器があるので、そういったものを普及して欲しい。

② 災害時の発電機の助成について、政令市等の大きな市町村では市が助成しているようだが、小さな市町村では困難であり、そういった市町村へ道から助成を検討していただけないか。災害時に病院まで障がいのある子連れで行くことは困難であり、自宅でみることでできれば安心できる。

③ 重症心身障がい児(者)は災害時、なかなか避難所に行くことが難しい現状がある。令和3年12月に●●管内で●●市を中心に長時間にわたる停電が発生し、●●在住の会員は医療的ケアに必要なバッテリーこそ確保できたものの、真冬の停電で暖房の確保ができず、父親が●●市までガスボンベの交換に走った。通院先の病院からは安否確認があったが、●●からは何も連絡がなかったことを確認している。道でこのような計画を立てているが、市町村との間で意識の共有がなされているか、施設に通えず在宅でのケアが中心になる障がい者のことも含めて受け止めてもらえているのか、「市町村との連携」という言葉は計画の中で幾度となく出てきているがその理念は大切にして欲しいと思う。

④ 災害時に障がい者の「個別計画」が作られているのでしょうか。(個人情報があり、やはり難しいのでしょうか)どこにどう避難するのかの計画。福祉避難所に全員避難できるのか。

(13) その他

① 計画に基づきどう実践していくかが大切。人材不足により町村のサービス事業所ではなかなか引き受けてくれないことがあるので、計画を作る以上、実効性のある施策として打ち出して欲しい。

② 成果目標の把握や市町村計画策定状況の定期的な把握とあるが、成果目標の把握については、目的値や実績値を何パーセント達成しているかで管理していると考え、全道規模での差はあると感じている。●●市でも市町村計画として「ハートフルプラン」がある。各市町村とリンクしていると考え、各地域毎における目標の達成と道の目標値についてリンクさせるのかお伺いする。

③ ●●もそうだが●●も「上から下りてきた計画だからやっている」と言っているし、相談に行った際に「何を言っているのか良くわかりません」と言われたこともある。計画を下るす際にはこういうことをやって欲しい、こういう人材を育てて欲しいというところまで明らかにして欲しい。

④ 資料を読んでいくと、サービスの提供者の年齢を壮年期青年期としているように感じる。地方の実態としては、60代が主力になってきているため、人口動態の推計も含め、地方における施策の実効性を考慮して進めて欲しい。

⑤ 障がい者のライフサイクルに合わせた支援と記載されているが、もう少し広く人間としてのライフサイクルという観点から捉えるよう検討して欲しい。

⑥ 次期計画は、身体障がい者手帳を所持している人のみを対象としているのか。

⑦ 資料の準備は大変かと思いますが、ぜひ事前にホームページでのアップをお願いします。今回二つの計画を統合することなので名称はシンプルに。3年後の見直しは必ず。

⑧ 「審議会を持ちかえり検討します」と言った内容を後日、どのように審議され結論が出たか、ホームページ上に公開してください。そんなに意見数は多くないと思いきると思いました。障がいある方のバリアフリーは、私達の過ごしやすさ生活のしやすさに繋がると思っていますので、ぜひ計画のより良いブラッシュアップに努めていただければと考えます。応援しています。

⑨ 人口の少ない市町村が多い北海道において充実したサービスを提供することも利用ニーズも十分とは言えない状況です。市町村の協議会すら機能していない現状では、当事者や家族の声が届かないばかりか道が目指そうと推進を図っている共生社会の実現とはかみ合わず理解の入口にも立っていないように感じます。福祉計画の策定についてもアンケートすら行わず協議会や策定委員会も開催しない、ヒアリング（事業者支援団体、当事者会）もない、そのような町もあります。市町村規模が小さいことや利用者がまばらで利用が安定しないと従事者確保が難しいという状況は法が施行されて以降何も変わっていません。北海道の広域行政における福祉の充実はどうすれば地域に根付くのか抜本的に取り組んでいただきたい。

⑩ まあまあいいと思います。もうちょっとわかりやすいタウンミーティングをやりたいと思いました。

⑪ 基本計画、福祉計画のご説明ありがとうございました。来場いただいた皆さまの大変貴重な意見、とても心うたれ参考になりました。私も団体に属していますので行政と利用者が「一緒」になってより良い町づくりに努めたいと思います。虐待

については日頃より広い視点でみる大切さがわかった。普段・判断・決断の普段が重要。

⑫ 前回の計画策定時、パブコメ期限日にはホームページが削除され意見を出すことができませんでした。今回のタウンミーティングも事前に資料が提供されることがなく、資料1のみ省略しながらの説明でした。道民の意見を聞くという態度ではなく、アライバイ作りのタウンミーティングでありパブコメになっています。しっかりと道民の意見を聞き、反映して欲しい。

⑬ どの段階から障がい当事者と一緒に計画策定を進めてきたのかは分かりませんが、福祉を必要としている方々の現実的なニーズや(施設等も含めた)現場や暮らしの実情、希望などを実際に見て聴いて、今後も協働の中で計画を策定して欲しいと思います。

⑭ 理想とする社会を作っていく目標は当然必要ですが、短期・中期的な数値目標は現実的な数字を考えてください。今回設定されている各種の数字(案)はどこから生まれたのかは分かりませんが(国が押し付け的に設定した)、地域や事業所等の実情、当事者の希望に沿った現実的な数値目標を設定していただきたいと思えます。なお、様々な事業が各市町村に「必須事業」として(どんどん)下ろされてきていますが、小さな町村では選任のスタッフを配置できるわけではないので、賄いきれません。今回書かれているように「各市町村に基幹相談支援センターを設置(共同設置可)」の様な柔軟さと道などの強力なバックアップが必要です。そうしないとどんな計画を立てても目標達成は困難です。

⑮ 計画を策定した後の検証(体制)が大事だと思えます。目標として掲げたものがどうなのか、現実的で実現可能な数値目標の設定の為にも。ついでに、正直、もう少し参加者が多いと思っていましたが、少なくともびっくりでした。差別解消法も道が取り組んでいる各種条例も事業も地域づくり委員会の活動も周知・PRがもっと必要だと思えます(官製ではなかなか作れない感性をくすぐるPR方法を考えてください)。障がいを持たれた方々と共に歩みながら、素敵な政策策定のために頑張ってください。以上、よろしく願います。

⑯ 何より実効が大切だと思えます。横の連絡を取りより良い社会にしてください。

⑰ タウンミーティングに初めて参加させてもらいました。地元の話はなかったが、地域格差がかなり広がっていると感じます。人口が少なくてもやれることが多いと思えます。少しずつ変えて欲しいと思えます。

⑱ 計画の意見では無いですが、今回、色々な人が沢山の意見や質問をしていました。とても切実な意見だったと思えます。道の方は「検討します」とおっしゃってましたが、客観的に聞いて、「本当に検討するのかな」「何らかのアクションは起こすかもしれないけど、解決するところまで責任をもって仕事をしてくれるのかな」と思いました。この場面では持ち帰るしかないかもしれませんが、持ち帰った後の検討内容を質問された方やその団体にお伝えするというをやって(されていたらすみません)、北海道という広い地域の福祉サービス、職員処遇改善等を本人、家族が納得できるように、ご尽力していただきたいです。よろしく願います。

⑱ 障がいのある当事者や家族の方の実際に困っている状況についての意見がたくさん出ていましたが、それらが解決していけるような計画にさせていただき、実践されることを願っています。

⑲ サービスが全体的に不足しているその改善策は具体的に見えてこない施策立案から施行まで時間がかかりすぎる、困っているのは現在進行形福祉業界の明るい未来が見えない、このままだと質の低下と全体的な衰退が明らかだと思われる、地域差が大きいことは否めないが、差を縮めて欲しい。色々な施策を立案されても振り返りが少なすぎるように感じる。PCDAが上手く実行されてないのでは。マイクが悪かったのか聞き辛い場面が多かった

⑳ 貴重な会を有り難うございました。意見はパブリックコメントで出したいと思えます。パブコメの時期には計画が出来上がっているのではなく、活かしていただきたいと思えます。場所は市内中心部がよいと思えます。国があつての福祉ですので防衛費は必要と思っています。どこから予算を確保するかは難しいですが。

㉑ 初めてこのような会に参加するので、現場でたくさんの資料いただいて戸惑いました。できれば事前に送ってもらえればもっとしっかり読み込んで参加できたのと思えました。いらないう人もいるかもしれませんが、資料を事前に必要、不要の項目があれば助かります。

㉒ 資料は事前に確認したいのでホームページに掲載して欲しいことと、ルビ有り無し資料も用意して欲しい。

㉓ 意見を伝える機会、場所が少なすぎると感じています。もっと発信できる機会をください。

㉔ 開催ありがとうございました。様々な障がいの分野からの意見をまとめられるのは大変だと思いますが、どうぞよろしく願います。各団体の声を聞くためのアウトリーチ(横文字)も必要と思えますので、聞きにくい声も聞いてください。お世話になります。どうぞよろしく願います。参加者の団体名がわかると報告時に助かります。後日いただけるものでしょうか。

㉕ スケジュールについて、道では釧路の状況を把握していたのか、前回は100名程の参加者がいたと聞いているが、今回の釧路会場は17名と聞いている。タウンミーティングとしてはあまりにも参加者が少ないと考えるので、もう少し日程に配慮いただきたい。

㉖ 多くの障がい者、当事者、支援者からのご意見を伺うことができて良かったです。障がい者一人の意見や困りごとは、なかなかスポットが当たらずに声をどこに届けていいかわからずにいる人が多いです。特に重度な障がいのある方々にとって、誰一人も取り残されない地域や社会になるよう、行政のご理解とご支援をよろしくお願い致します。時間が足りなかったように思います。皆さん一人一人のご意見をもっと聞きたかったです。



グループホーム入居者の結婚等に係る意思決定支援の追加照会 結果概要

対象事業所数	422 事業所
回答件数	195 事業所
回答率	46.2%

◆ 交際や結婚、出産や子育てを希望する入居者の意思決定支援を行うに当たっての課題や工夫

1 意思決定支援に取り組むに当たっての課題

<交際や結婚の意思決定支援>

課題がある	79 事業所 (40.5%)
-------	----------------

- 本人の意向や意見が途中で変わることもあり、意向確認や意思決定までに時間を要する。
- 個人によっては、選択できるための経験や体験がなかったり、誤った学習などにより、交際や結婚について理解できていない方への支援が難しい。
- 本人の知識や理解がどこまであるのか、現実との乖離はないか確認する必要がある、正しい情報を持った中で支援を行わなければならない。交際や結婚の正しい知識を伝える工夫や理解には、多くの時間と工夫が必要。
- 本人の「付き合いたい」「結婚したい」という希望が、「自分を必要としてくれる特定の相手が欲しい」「性欲」「夫人として「普通」になりたい」など、どの要素からわき上がるものなのかにより、支援の方向性が異なるが、本人がそれをうまく説明できず、支援者も誘導にならないよう聞き取りすることが難しい。
- 職責が、具体的に分かりやすく情報提供することや、本人の意向を聞くスキルの習得が課題。
- 交際希望があった場合に、現実的な支援として、他の入居者がいる中で交際者と居室で過ごすことについて他の入居者に理解を得るのは難しい。
- 地域社会の理解や支援体制が、質・量ともに整っていないことで、積極的な支援が妨げられてしまう懸れがある。

<出産や子育ての意思決定支援>

課題がある	62 事業所 (31.8%)
-------	----------------

- 出産や子育てでは、子どもの将来を見据えて判断する必要があるが、どのように説明し理解してもらうが大変難しい。
- 出産や子育てにどこまで知識を持ち、何を希望するのか丁寧に聞く必要がある。分かりやすく具体的に考え、意思決定ができるような情報提供が必要。
- 出産等に伴うリスクや責任、避妊の重要性等を伝えても、交際中であり衝動的・短絡的な欲求に流されていると思われる状況では、なかなか伝わらないことが多い。
- 親としての責任や自覚を促すこと、親として行わなければならないことについて、判断材料を提示したり、イメージできない内容について理解してもらったりすることに苦慮する。
- 社会経験が多いとはいえ、イメージすることも苦手な場合、いかに経験や体験をすることができるかや、本人が周囲の様々な方からたくさんのお話を聞く機会も必要なことのひとつ。
- 本人の意思が大切であり、「子どもが欲しい」という気持ちは誰からも否定されるものではないが、「子どもは欲しくない」という気持ちは選択したとしても、それも意思だと考える。
- 利用者の人生に関わる意思決定支援を安易に行うのは無責任とも懸われる。支援者として最後まで人生を支え続ける覚悟があるか。そういった意味で、支援に当たっては慎重かつ躊躇する部分もある。

2 意思決定支援について特に留意している点や工夫している点

<交際や結婚の意思決定支援>

留意・工夫点がある

79 事業所 (40.5%)

- 常に意思疎通をはかり、話しやすいオープンな環境を作っている。
- 利用者との雑談の中で「〇〇さんと〇〇さん仲が良いね。」などと話すと「休みの日には遊びに行っているんだって。」など自然と話が出てくるため、その中で気持ちを探り、本人達の意思を知ることができる。
- 話し合う内容と日時を事前に伝えることや、本人が緊張せず話せる職責を同席するなどの配慮を行っている。最低限、相談支援事業所や医療機関との情報共有は密に行い、事業所が丸抱えしないよう意識している。
- モニタリングや個別支援計画の担当者会議に使用する様式に意思決定支援を位置づけて、担当者以外の職責が対応できるようにしている。
- 交際や結婚は大きな変化をもたらすため、関係機関の協力が必須となることから、相談支援事業所がモニタリング等で来訪したときに情報共有している。
- その場の気持ちだけではなく、結婚後の生活の在り方などについて冷静に考えることができるよう、経験者から説明してもらうなど、自己決定できる材料を提示する。必要に応じて相互の家族からの意見や協力体制などについても確認する。
- 交際関係にあたり結婚を考えている方がいる場合は、関係機関(相談支援事業所、生活保護であれば保護課、通所事業所等)を参集し、情報と具体的なスケジュールについて共有している。
- 家族と本人を含め面談し意向確認等を行うほか、相談支援事業所にケース連絡し関係者調整会議の開催を依頼したり、市町村にケース報告し相談したりしている。
- 結婚について、相談支援事業所が協力してくれることはないの、まずは本人と事業所で調整し、結婚の意思が確認されたら、手続きや転居後のサポートについて相談支援事業所にも伝え継ぎをする。結婚後は二人の生活を大事にしたい方が多数なので、結婚した方々は公営住宅制度等を利用して新生活に進んでいる。

<出産や子育ての意思決定支援>

留意・工夫点がある

53 事業所 (27.2%)

- 出産・子育ては、交際・結婚に関する支援の前段階と想定されるため、交際に関する相談の際に、妊娠・出産・子育てについても想定して相談を行い、当事者の意向を確認するように努めている。
- 出産・子育てについて、どのような支援体制があるかを、本人や家族と確認しながら、生まれてくる子どもも含めて本人がどのような生活を望んでいるのかを聞き取りながら意思決定支援を行っている。
- 出産や子育ては自宅で行うことが多く、市や相談員だけでなく、お世話になる訪問介護事業所と連携し連携先の支援につなげたり、今の生活に必要な支援が一目でわかるフローチャートを作成したりしている。
- 利用者同士が結婚して子育てする意思が大変強かったので、法人として「プロジェクトチーム」を立ち上げ、町、病院、保護者や家族を巻き込んで一緒に支援してきた。行政関係も医療関係も一緒に巻き込んで、利用者の支援を実践してきた。

3 意思決定支援に必要と考えるもの

<交際や結婚の意思決定支援>

制度上の課題がある	25 事業所 (12.8%)
人員の課題がある	64 事業所 (32.8%)
予算上の課題がある	19 事業所 (9.7%)

■ 制度上の課題に関する意見

- グループホームは共同生活という環境であり、住居内での恋愛行為は他の入居者に対し良くないという点で、どうしても「住居の外で会うように。」となってしまうなど、制度が同居や結婚を想定した設計とは考えにくい。
- 保護者の思いも考慮して調整する必要があるので、単にグループホームだけの問題ではなく、調整機能はどこが担うのが課題である。
- 本人の意思を確認するためには、事前に「選択肢」を用意しておくことが必要。希望を引き出しても、その思いに答えてあげられないのであれば、逆に辛い思いをさせてしまう。可能性のある選択肢を用意するには事業所のみでは不可能であるため、国の制度や自治体の受け皿となる福祉サービス制度の構築が先であると懸念。

■ 人員の課題に関する意見

- 意思決定を支援する会議等を行うには支援者に時間的余裕が必要で、そうした時間を生むための人員配置が必要。
- サテライト型グループホームも、生活支援員の人員配置が必須であるが確保が困難であり、地域住民の理解も必要であるため課題が多い。
- 本人の気持ちを聞き取る(読み取る)援助技術が必要になるので、援助技術の向上として、研修や他事業所の取組を学ぶことによる技術の向上が必要。
- 意思決定支援を丁寧に行い、その後の人生にも一定的な支援を行える専門的な人員を増員するか、またはグループホーム内部や既存の相談機関ではなく、この部分に特化して対応する専門機関を開設することがあってもいいのではないかと。

■ その他

- 地域社会とのつながりや行政・住民の理解も必要などの意見もあり

<出産や子育ての意思決定支援>

制度上の課題がある	34 事業所 (17.4%)
人員の課題がある	55 事業所 (28.2%)
予算上の課題がある	22 事業所 (11.3%)

■ 制度上の課題に関する意見

- 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(主に共同生活援助)、行政(福祉所管及び生活保護所管)の日常的な連携が希薄であることが課題であり、相談支援事業所(特に一般相談)の業務のひとつとして明確に掲げるべき。
- 家族で子育てしていくには、生活の場の提供が必要。民間企業では難しいので市町村で用意していただきたい。
- 出産や子育てに関する相談窓口があるとよい。

- 人賞の課題に関する意見
 - 意志決定支援のスキル向上のための研修が必要。本人の意思が反映される生活を送る手伝いをするのも大事な業務だということを職員に浸透させることが重要。
 - 突発的な相談や支援に対応できるよう、支援者の配置のための人件費等が課題。
 - 出産後は訪問介護のヘルパーや保育士、保健師の協力が必要。
- その他
 - 子育てでは、本人にとって自分のため以外の行動が必要になることから、本人と実際の子育て経験者(ピアサポーター)との相談の機会や、本人向けの勉強会などの機会が必要。
 - 実際の結婚、出産、子育てに対する支援体制、責任の所在などが明確にならない状態では、意志決定支援があったとしても、何も進まない。

4 意志決定支援にあつての性教育

<性教育の実施状況>

行っている	19 事業所 (9.7%)
行っていない	176 事業所 (90.3%)

<性教育の実施時期>

※性教育を行っていると回答した
19事業所の内訳

交際を把握したとき	16 事業所 (84.2%)
定期的	3 事業所 (15.8%)

<性教育の必要性>

必要があるとする記載	81 事業所 (41.5%)
------------	----------------

- 望まない妊娠やその後の子育てには大変なことが多いことを、教育していくことが大切。
- 自分の身を守ることや相手の見極めも難しく、ネットが身近にあるため正しい知識を持たせることは大事だと懸う。
- 学校や家庭でも行うことが望ましい。
- 個々に合わせる必要があり、今の学校教育の中で対応するのは現場の負担が大きい。
- 理解度、興味関心の程度など個人によって差がある。希望される場合にその人に合わせた個別の性教育が必要。

◆ 避妊処置を受けた入居者について

1 避妊処置を受けた入居者の有無

いる	14 事業所 (7.2%)
いない	155 事業所 (79.5%)
把握していない	26 事業所 (13.3%)

2 避妊処置を受けた入居者がいる場合の人数

人数	25 人
----	------

3 入居者から避妊処置について相談があった際に、本人の意思決定をどのように支援したか

- 事業所としての関わりがないなど、本人の意思決定をどのように支援したか不明 ……9事業所 (12人)
 - ・ 避妊処置を受けた時期が、グループホーム入居前である、数十年前のことである等。
- 事業所として、本人の意思決定を支援したもの ……5事業所 (13人)
 - ・ 本人や保護者を交えて話し合い、避妊処置の意思を確認した。
 - ・ 職員が子育てや避妊等の説明を行い、処置の意思を確認した。
 - ・ 本人から子どもを育てることはできないと話があった。